

関沢明清と村田保

—ふたりの大日本水産会水産伝習所長—

影 山 昇

Akekiyo Sekizawa and Tamotsu Murata

—Two Schoolmasters of the Fisheries Institute, “Suisan Denshujo”—

Noboru Kageyama

Abstract

Japan, an island nation, owed much of its prosperity to the exploitation of marine resources during the Meiji period. In 1888, a Fisheries Institute called “Suisan Denshujo” was founded in Tokyo. “Suisan Denshujo”, which was the predecessor of the Tokyo University of Fisheries, was established to teach techniques in fishing, manufacturing and cultivation, and to train technical experts in the fishing industry. The first schoolmaster was Akekiyo Sekizawa (1843~1897) and the second, Tamotsu Murata (1842~1925).

In this article, the author reviews the two schoolmasters' contributions to the development of the Fisheries Institute.

キーワード

水産伝習所、関沢明清、村田保、水産教育、水産科教員養成、水産講習所

はじめに

幕藩体制下における日本の漁業はほぼ山林業などと一括して取り扱われ、農業と比較してもつねに副次的に位置づけられる程度のものであった。そして代表的な沿岸漁業は網漁業・釣漁業・特殊漁業ともに一応出揃い、沖合い漁業も若干の進展がみられた。

漁業経営規模にしても、漁夫が1、2名のものから、実に100名を超える共同作業を必要とするものまで多様で、こうした状況は明治前半期にあっても、ほとんど変わりのないも

のであった。

明治維新政府下になんでも、その教育政策は富国強兵と殖産興業を前面に押し出した文明開化期の人材育成が中心であったため、水産教育が他の実業教育部門中で抜きん出て、表舞台に登場してくることはまず期待できることであった。

だが明治14年（1881）にいたり農商務省に水産課が設置され、漁撈・蕃殖・製造の3掛が中心となって水産業の保護育成によく乗り出し始める。

漁撈掛は、水産資源保護のために内外の実情調査と漁具・漁法・漁期の制限などの取締規則の制定など、漁業全般に関する施策に力を入れた。

蕃殖掛は、魚介苔藻業を孵化繁殖させ、全国各地に移植し、幼魚なども河川に放流すること等を主たる仕事とした。

製造掛は、旧勧農局試験場に製造部を置いて諸々の水産関連の特産の試作を行っている。

ところで内閣制度発足を目前にした明治18年（1885）2月、従来の水産課が水産局として独立する。そして漁務課・製造課・試験課・庶務課の4課に分かれる等、水産行政機構の整備が図られている。

ついで漁業法制定の動きがみられ、あわせ水産振興のための一連の各種調査試験が行われており、その調査結果は明治27年（1894）に農商務省より刊行された『水産事項特別調査』に集約されている。

こうした水産行政サイドの動きのなかで特記されるのが、ドイツの水産協会、米国の養魚協会、フランスの水産助成の制度等を参考にし、官民協力の各府県水産会を結集した全国組織結成に向けての運動が結実して明治15年（1882）1月15日、大日本水産会が創設されていることである。そして当初、永井佳之輔などが発起人代表であったのが、同年2月12日に選任された新役員をみると、幹事長が品川弥二郎、幹事には関沢明清や松原新之助ら5名、会頭には宮家を据えるといった陣容となっている。

その間の水産教育に関する動きはといえば、明治16年（1883）4月に制定された「農学校通則」と26年（1893）11月に制定をみた「実業補習学校規程」中に“養魚”と“水産”が土地の情況によって加設することができるといった程度の規定が生まれている。

また大日本水産会から明治20年（1887）になって農商務省に水産教育機関設立の必要なことが建議されて以降、これを了承して同年12月に農商務省は東京農林学校の既設の簡易科へ水産科を新たに設けている。（官立水産教育機関の濫觴）

だが水産上の学理究明を期して開設されたこともあって、本簡易科の水産科も、最初にして最後の20人の卒業生を出しただけで姿を消していく。

他方、民間でも同じ明治20年10月から授業を開始した藤川三渓の創立になる大日本水産学校が誕生しているが、わずか5ヵ月ほどの教育活動後、閉館を余儀なくされている。

ここにおいて登場してくるのが、大日本水産会自体が、自らの手で創設した水産伝習所である。

I 大日本水産会水産伝習所の創設

水産伝習所の創設については、大日本水産会の会員であった「柳谷謙太郎氏ノ首唱ニ起り会員関沢明清、松原新之助、山本由方、太田実、下啓助、林蒼助、牧逸馬ノ諸氏之ヲ賛成シ相議シテ創立ニ關スル規定及収支予算案ヲ起稿シ明治二十一年二月十一日及ビ十七日ノ両日臨時議員会ヲ開キテ之ヲ議決シ同二十三日会頭殿下ヨリ創立委員ヲ」¹⁾委嘱するとともに、「創立」「維持」「教則」等に関する整備が図られていった。

これより先、大日本水産会では「水産ノ學術ヲ研究スルノ急要ナルヲ認メ水產学校ノ設立ヲ農商務省ニ建議シ該當之ヲ領受シ二十一年東京農林学校ニ水產簡易科ヲ設置セラレ水產ノ學理ヲ講究スルノ途初メテ開ケタ」²⁾のであるが、当時においては水產改良のことがまずもって急迫の課題であった。したがって同校の卒業生を待つだけの余裕もなく、「珠ニ品評会、共進会、巡回教師等ノ為メニ各地方ノ改良ヲ促カセルコト固ヨリ尠カラズト雖実業者ヲシテ常ニ隔靴搔痒ノ歎ヲ免レシメズ故ニ各地実業者ノ子弟ニ實習ヲ伝習シ其地方ノ改良ニ從事セシメ大ニ斯業ノ發達ヲ計ルハ自今急務」³⁾としたこと、このことこそが水産伝習所創設が急がれた最大の理由であった。

ここにおいて大日本水産会が所管する水産伝習所開設の動きは活発となった。

以下、創立委員会の開催から始まり、水産伝習所設立の認可、さらには本格的な教育活動の開始にいたるまでの経過を順次みることにする。

明治21年（1888）

3月16日

創立委員会を開き創立費、収支予算案等を議定し、その後、木挽町・厚生館において委員会を開催すること数度。ここで「創立趣意書」及び「規則書」、寄付金募集、役員選挙、学校の設置場所等についての具体的な検討が加えられ、決定の運びとなる。

3月24日

「創立趣意書」及び「規則書」等の決裁を、大日本水産会会頭の小松宮殿下に仰ぎ、印刷して関係者に広く配布する。

4月6日

創立事務に追われ、事務量が膨大となったところから、すべてのことを創立委員だけで協議して決めることが困難となった。そこで委員中の太田実・室伏治良兵衛の両氏が専任委員に決まる。

5月11日

事務取扱を幹事の鈴木大亮・池田栄亮・高木正年、会員の山本由方・河原田盛美の諸氏に委嘱する。

10月

創立委員、大日本水産会役員等が集会して、すでに決議した諸規則を修正するとともに、別に「水産伝習所管理規則」を設け、所長1名、理事2名、参事員20名、書記若干名を置

き、所長は一切の事務を総理し、理事は所長を補佐して所務を掌り、参事員は要務を商議し経理のこと参与し、書記は庶務や会計のことを取り扱うこととされた。

11月29日

創立の準備ほぼ成り、幹事長の柳橋悦は水産伝習所の設立認可願を東京府に提出し、即日認可を得て厚生館内に水産伝習所を仮設し、教育担当者を関沢明清ら12名に委嘱する。

12月4日

水産伝習所初代所長に関沢明清が委嘱され、「監理規則」も追加されて監理2名、理事1名を置くこととなり、監理は太田実、理事は竹中邦香、書記には大塚右八郎のそれぞれが委嘱される。

明治22年（1889）

1月20日

厚生館にて小松宮会頭殿下が親臨して、水産伝習所の開所式が挙行される。

1月23日

授業が始まる⁴⁾。

II 関沢明清初代所長と水産伝習所の教育基盤整備

1 関沢明清初代所長と水産伝習所の経営

大日本水産会が所管する水産伝習所の初代所長に就任した関沢明清の生涯については、大日本水産会機関誌『大日本水産会報』の第175・177—179号に詳細に記録されているが、ここに関沢の初代所長就任までの歩みを辿ることにする。

関沢明清は天保14年（1843）2月17日、金沢で生まれた。関沢は金沢の壯猶館で蘭学を、さらに江戸に出て江川太郎左衛門、村田蔵六（大村益次郎）から蘭学や航海学の研鑽に努める。ついで長崎に遊学し各藩の志士との交流を深め、あわせ加賀藩が購入した軍艦リニヤーク号を長崎から七尾に回航し、慶応元年（1865）、21歳で藩の軍艦運用方頭取に任せられた。

この頃、加賀藩では幕府に秘密で、優秀な人材3人を選抜してイギリスに派遣しているが、関沢は三宅惟中・岡田秀三郎とともに選ばれ、ロンドンで過ごして3年後の明治元年（1868）に帰国する。

その後、岩倉遣欧使節に同行して留学する旧藩主の嗣子・前田利嗣の付き添い役で再びイギリスに渡る。

この渡欧体験が関沢の明治政府出仕の道を拓き、明治5年（1872）9月に太政官の正院6等出仕になり、同年オーストリアのウィーン万国博覧会に田中芳男とともに事務官として先行派遣され、水産部門を担当し、淡水養殖と編網機械の調査に当たり、翌6年（1873）8月に帰国した。

これが機縁となって明治8年（1875）末のアメリカ独立100年記念万国博覧会に事務取扱、ついで事務官として再度、田中芳男とともにフィラデルフィアに派遣され、そこでは鮭鱈孵化事業の調査に従事し、コロンビア州では缶詰製造法の習得に努め手動式缶詰機を購入

して帰国し、東京・新宿で缶詰製造機試験に取り組んでいる⁵⁾。

ちなみに欧米先行水産技術の導入に際して大きな役割を果たしたのは、欧米各国で開催された各種の博覧会であり、立ち遅れていた水産行政分野にあって明治政府は、外国で博覧会が開催される都度、人材を派遣して水産の新知識や技術を学ばせており、これを契機として水産に関係するようになった人物は関沢のほか、法律の専門家で水産伝習所2代所長となる村田保もそのなかの一人であった。

他方、国内でも水産の知識や技術の紹介と普及を目的とする水産博覧会や殖産興業に役立てる内国勧業博覧会がさかんに開かれ、水産業の進展に大きく寄与している（「表1」⁶⁾参照）。

その後の関沢はといえば明治10年（1877）1月に内務省勸農寮に設けられた水産掛の初代掛長に任せられ、広く水産養殖の試験などを行う。さらに同年8月には農事修学場（10月には農学校と改称され、12月には新宿の地より駒場野の地に新築、ほぼ完成した校舎に本校を移転する）の校長を兼務し、翌年1月24日、明治天皇の臨幸を仰ぎ挙行された駒場農学校の開業式には、校長として晴れがましい役を演じた。明治14年（1881）4月、駒場農学校は内務省より農商務省に移管され、同省農務局の所管となる⁷⁾。

明治15年（1882）になると関沢は、田中芳男・松原新之助・山本由方・鎌木余三男・品川弥二郎・村田保らとともに大日本水産会の創設に尽力し、その幹事となった。

表1 明治期開催・内外博覧会一覧

明治	西暦	内国勧業 博覧会	水 博 覧 会	万国博覧会	万国漁業博覧会	備 考
6	1873			オーストリヤ ワイン		日本初参加、 養魚と漁網技術習得
9	1876			アメリカ フィラデル フィヤ		人工ふ化法 缶詰製造法習得
10	1877	第1回上野				
11	1878			フランス パリー		イワシ油漬缶詰習得
12	1879				ドイツ	
14	1881	第2回上野			ベルリン	
16	1883		第1回上野			第1回水産博出品14581点
23	1890	第3回上野				
28	1895	第4回京都				
29	1896		第2回神戸			
31	1898				ノルウェイ ベルゲン	
33	1900			フランス パリー		
35	1902				ロシア セントピータースブルグ	
36	1903	第5回大阪				出品27万余点
37	1904			アメリカ セントルイス		御木本幸吉、養殖真珠を出 品

あわせ旧開拓使引き継ぎ事務受け取りのために北海道を巡歴して海防と漁業についての認識を深め、また『内外水産雑誌』の刊行にも協力した。明治16年（1883）には開催された第1回水産博覧会で審査部長として精励、同17年（1884）には塩業諮問のため兵庫県下に出張、ついで愛知県での十州塩田會議に臨み、18年（1885）2月には新設された水産局の漁政課長と試業課長を兼任して魚油の精製、搾油の改良を試み、燻乾魚の試験場をつくる。同年12月、水産局次長心得。19年（1886）2月には農商務省小技長、同年5月には同省三等技師。20年（1887）3月、東京府管下伊豆七島巡回を命ぜられる。

かくして関沢は、明治21年（1888）4月2日付で大日本水産会頭二品大勲位彰仁親王より「水産伝習所事務取扱」を委嘱され、同年12月7日には「水産伝習所々長」に任命され、ここにおいて初代所長としての水産伝習所の教育経営に乗り出していくことになるのである⁸⁾。

ところで設立をみた水産伝習所は、明治26年（1893）に農商務省から生徒養成費を交付されるまで経営上、財政面でまことに厳しい状況に追い込まれていた。

校舎一つとっても、明治22年（1889）1月20日に開所式を挙行した仮校舎の厚生館は農商務省所管のものを借用したもので、まもなく返還を要求される。やむなく日本橋箱崎町3丁目1番地にあった倉庫同然の北海道庁所有建物を借用して同年7月31日に移転した。

だがここも同所を北海道庁が公売に付することとしたために移転を余儀なくされ、高木正年の好意を得て同人所有の港区三田四国町2番地にある建物を購入することができ、明治23年（1890）5月31日から6月1日にかけて急ぎ移転し、6月3日から授業を再開して落ち着き場所がようやく定まるといった状況で、校舎問題では大変な苦労が続いた⁹⁾。

しかし農商務省からの生徒養成費交付が決まったことで、大日本水産会では評議員会で校舎新築の件を審議させ、その結果、交付補助金を利用して校舎建築を決定し、三田四国町2番地の土地52,140m²を借用して新校舎を落成し、明治26年8月14日に移転を完了。同年11月3日に正式に落成式を挙行した。

この間の経緯は『大日本水産会報・第139号』（第124号より誌名が『大日本水産会報告』から『大日本水産会報』と改名されている）に、次のように記録されている。

教授ノ方法次第ニ完備シ客年五月井上毅氏ノ文部大臣タルヤ首トシテ水産伝習所ヲ巡視シ生徒教授ノ模様ヲ実視セリ而シテ募集ノ都度入学ノ生徒多数ニシテ教場ノ狭隘ヲ告グルニ際シ農商務省ヨリ生徒養成ノ嘱託アリタルヲ以テ更ニ三田四国町ニ千六百坪ノ地ヲトシ事務所教場、現業場、寄宿舎食堂陳列等五百七十余坪ヲ新築シ八月ヨリ事務ヲ取扱ヒ十一月三日ヲ以テ開所式ヲ兼ネ第五回卒業証書授与ヲ挙行シ会頭殿下御臨場アリ会スルモノ三百数十名頗ル盛会ナリ¹⁰⁾

また水産伝習所創設当初から直面していた財政面からの経営上の困難さについても、ここに言及しておく必要があろう。

すなわち水産伝習所設立に当たり所要経費は約1万円と見積もり、大日本水産会は全国の水産関係者の協力を求めたのであるが、一般応募金額は申し込み金額2,328円70銭、実質

受領金は1,640円70銭であった。

したがって実質受額金から創立費587円25銭を差し引けば1,053円45銭となり、設立当初から学校経営の前途は財政面で非常に困難であったからは明白であった。

それに校舎問題も加わり、2度の移転と建物購入額約1,000円を超える金額の支出もあって実質400円ほどの赤字を出していたから、財政窮乏を救ってくれたのは、農商務省からの生徒養成費交付の決定であったことがわかる。

この間の動きをさらにみれば明治23年12月28日、柳橋悦幹事長をはじめ田中芳男、村田保や関沢所長らは偕楽園に参集して水産伝習所の財政問題、さらには水産伝習所存廃問題につき協議を重ねた。そして財政建て直し案については、下啓助と会計主任・清水善五郎が提言した節約実施案が特に取り上げられ、検討の結果、この節約案が採用されるところとなり、提案者の両名に会計の取り扱いが依頼され、水産伝習所自体も存続の方向でいっそう経営努力を積み重ねていくことに決定したのである。

なお下と清水の両名が提案した節約実施案の中身についていえば、支出の抑制がすべてで、教官手当を例示すると、1時間の講義手当は20銭、2時間30銭、3時間以上は幾時間増しても40銭までとするという計算を立てている。あわせ他の諸雑費も抑制すれば、明治23年度の在籍生徒58名の授業料収入（1人当たり年額30円）を勘案して財政的に何とか均衡が保てるというものであった。

また建物購入費の赤字400円についても、明治24年（1891）2月の大日本水産会評議員会での議決によって特別積立金からの支出が認められ、これで借金を零にすることができた¹²⁾。

いずれにせよ2度にわたる校舎移転や新校舎の確保、財政窮乏に伴う水産伝習所自体の存廃問題も重なって、初代所長関沢明清の水産伝習所の学校経営はまことに困難を極めたものの、その後の水産伝習所→官設水産講習所への発展過程を見据えてみれば、この時期はまさに試行錯誤を繰り返すなかで、将来への発展の基礎を固めるために欠くのとできなかった助走の時期であったと評価することができよう。

2 予科の設置

水産伝習所第1回入学者は全国各地から応募してきた最初の者であったことから、年齢もまちまちで17歳から28歳までと開きが大きく、大半は20歳から25歳までの者に集中していた。出身校をみても大学予備門、師範学校、中学校など、なかには役人の者や、水産自営業者の子弟もいた。

こうした広範にわたる者が教育対象であったから明治22年（1889）11月、予科の設置を決めて入学試験範囲を提示し、学力の不足する者にはまず予科を受験させ、そこで重点的に基礎科目を履修させることとした。そして本科での入学試験の程度は、英語はロングマン第2リーダーの終わりまでとし、代数は2次方程式、それに平面幾何・物理学大意・無機化学大意・動植物学大意、さらに画学は自在法としている。

ちなみに予科での入学試験の程度は、日本地理・算術（四則応用）・分数・小数比例・筆算または珠算・国語書取・片仮名交り文・作文・書読・筆蹟などとした。

表2 水産伝習所現業専科・教育課程（明治22年11月）

製造科	授業科目	期間	
第1科	魚油、魚蠣、骨粉肥料、魚膠等	凡2ヶ月	千葉県安房国安房郡館山町
第2科	鰯、明骨、堆翅等	凡2ヶ月	神奈川県相模国ノ内 静岡県伊豆国
第3科	鰹節、乾腊、醃藏品等	凡3ヶ月	静岡県伊豆国
第4科	製鹽	凡2ヶ月	千葉県上総国市原郡地方
第5科	乾鮑製造、鮮魚貯藏法等	凡2ヶ月	千葉県安房國長狭地方
第6科	乾貝、燻製、缶藏等	凡2ヶ月	千葉県下総国海上郡銚子町
第7科	肥料製造	凡2ヶ月	千葉県下総国九十九里地方
第8科	海参等	凡2ヶ月	神奈川県武藏国相模国ノ内

養殖科	授業科目	期間	
第1科	鰯鱈卵人工接合法	凡1ヶ月余	栃木県下野国上都賀郡日光町中宮祠湖
第2科	育卵方法	凡1ヶ月	茨城県常陸国真壁郡舟玉村
第3科	海苔採取方法	凡1ヶ月	東京府武藏国荏原郡大森村
第4科	魚苗放流方法	凡1ヶ月	茨城県常陸国真壁郡舟玉村
第5科	養鯉及養鼈方法	凡2ヶ月	長野県信濃国埴科郡松代町
第6科	養蠣方法	凡1ヶ月	神奈川県武藏国ノ内
第7科	鼈卵発生等ノ研究	凡2ヶ月	長野県信濃国埴科郡松代町
第8科	苔浜立方法	凡1ヶ月	東京府武藏国荏原郡大森村

予科は6ヵ月間を修業期間としたので、その後に本科（1年間）に入れば予科からの入学者は1年6ヵ月を要し、本科修了でも不十分ということもあって、現業専科（製造・養殖の両科につき各8科目を設け、本人希望の1ないし数科目履修可能）も設置している¹³⁾（〔表2〕¹⁴⁾参照）。

かくして明治23年（1980）2月、本科修了者で現業専科履修希望者が19名に達したこと、希望者には製造科第1科と養殖科第2科の実習を課している。

3 4回にわたる学期・科目の改正と水産教育の体質強化

水産伝習所では「創立以来幾回ノ改正ヲ為シタリ其第一回ハ最速成ヲ旨トシテ在学一ヶ年間次ニ廿二年十一月第一回ノ改正ヲナシ在学一ヶ年半トシ同年十月第二回ノ改正ニ於テ稍入学試験ノ程度ヲ低クシ地方実業者ノ子弟ヲシテ入所スルコトヲ得セシメントセリ廿四年六月第三回改正ヲナシ在学ヲ二ヶ年トシ廿五年三月第四回ノ改正ヲナシ」¹⁵⁾、水産教育の体質強化により力を入れている。

以下、4回に及ぶ学期・科目の改正の要点を摘録する。

第一回改正 廿二年十一月

学期 予科六ヶ月・本科一ヶ年 通計一ヶ年半

科目 予科 英学、数学、動物学、植物学、画学、水産大意ヲ加ヘ地文学、気象学及経

済学ヲ除ク

本科 製造ニ雜製ヲ加フ 漁撈ニ漁具製作論ヲ加フ 蕃殖ニ保護蕃殖ヲ加フ 理学及化学、動物学、植物学、漁船運用ハ別ニ一科ヲ置キ特ニ漁業律ヲ加フ
現業専科ヲ新設シ卒業後製造、蕃殖ノ二科ヲ実業家ニ就キテ実習セシム

第二回改正 廿四年一月

学期前ニ同ジ

科目 予科 正科、副科ノ二ニ分チ正科ヲ水産大意、動物学、植物学、理学、化学トシ、
副科ヲ数学、英学、画学トス

本科 漁船運用ヲ省ク他ハ前ニ同ジ

専科 前ニ同ジ

入学試験程度ヲ低下シ必ス予科ヨリ入ラシム

第三回改正 廿四年六月

学期 一年生、二年生ヲ分チ二ヶ年ヲ以テ卒業期トス

科目 予科及専科ノ名ヲ廢シテ本科トナシ専科トシテ修ムベキ在学中ニ修ムルコト、ナ
ス一年生ハ前規則ニ同シケレトモ理学ハ一年ニテ終ヘ二年ニ及テ化学ヲ高尚ニシ
漁業律ヲ漁業法トシ漁業ニ関スル司法、行政ノ科目ヲ併授ス

第四回改正 廿五年三月

学期前ニ同ジ

科目 第一学年ノ副科ニ薄記及測量ヲ加フ第二学年ニ再ビ漁船運用法ヲ加フ¹⁶⁾

ところで水産伝習所設立の目的がもともと現業教授にあったところから、「卒業後珠ニ其
望ニヨリ実業家ニ就キ現業ヲ実習」¹⁷⁾させる「現業専科」が設けられたわけだが、実習の具
体的な内容は、『大日本水産会水産伝習所沿革』（明治25年9月）中に以下のように記録さ
れている。

第二回生ヨリ規則ヲ改正シテ現業専科生ヲ設ケテ卒業後殊ニ其望ニヨリ実業家ニ就キ現業
ヲ実習セシメ在学中二回以上実地演習ヲナシ以テ漁撈、製造、蕃殖等ニ関スル必要ノ事項
ヲ習得セシム即第一回生ハ夏期ハ安房国ニ於テ明鮑及鰹節ヲ製造シ傍ラ海藻類ヲ採収シ且
実業上ニ関スル諸般ノ事項ヲ調査セシメタリ冬期ハ下野国日光ニ出張シ鱈外ニ魚ノ採卵及
人工接合法ヲ実習セシメ第二回生ハ夏期陸前国渡ノ波ニ於テ明骨、堆翅、鰹節、鮪節、灰
鮑、乾塩魚、乾介、魚油蠟、鹽、肥料、等ノ製造及網ノ使用法ヲ練習シ傍ラ海藻類ヲ採収
シ且実業上ニ係ル諸般ノ事項ヲ調査セシメ冬期ハ第一回生ニ同ク人工孵卵法等ヲ実習セリ
第三回生ハ安房国ノ各地ニ於テ學術上ニ関スル魚類其他ノ調査ヲナシ明鮑、鰹節、乾榮螺
等ヲ製造シ其他ノ調査及冬期ノ演習モ第二回生ニ同ジ第四回生ハ夏期駿河国ニ出張シ漁業
及魚類海藻類ニ関スル學術上ノ事項ヲ實習セシメ鰹節及明骨ヲ製造ス又冬期ノ演習ハ前回
生ニ同ジ第五回生ハ從來ノ経験ニヨリ一時ニ多数ノ生徒ヲ同一ノ場所ニ出張セシムルトキ
ハ徒ニ雜沓混雜シテ其効甚薄キヲ以テ夏期ハ生徒四十六名ヲ二分シ安房国天津及布良ノ二
ヶ處ニ分遣シ鰹節及明灰鮑ノ製造ヲ實習シ漁業其他ノ事項ヲ或ハ調査シ或ハ實習十五日間

ヲ以テ彼是交替シ後ニ館山ニ会シテ一トナリ罐裝及捕鯨法、漁船運用法ヲ實習シテ帰京セシメタリ其調査及實習ノ事項甚多クシテ頗ル繁劇ヲ極メタレトモ其効果ニ至テハ大ニ著シキモノアリ¹⁸⁾

あわせ一般の教育内容の改善の件に関しても、以下のように記録されている。

教授科目中当初ハ改良製造ノ實習ヲ主トシ漁撈、蕃殖ハ殆ド其附隨科目ノ如クナリシカ漸次教授上ノ経歴ヲ累ヌルニ及ビ漁撈、蕃殖モ亦必要ナルコト敢テ製造ニ釀ラザルヲ認メ之ニ必要ナル学科即動、植物学ハ最初米国理学士農学士内村鑑三氏ニ委嘱シ次テ農学士河村九淵氏之ヲ教授シタリシカ廿三年ノ末ニ及シテ海藻ヲ理学士岡村金太郎氏ニ托シ廿四年ノ末ニ水中動物発生学ヲ理学士岸上鎌吉氏魚類学ヲ松原新之助、岡田信利ノ二氏ニ托セリ漁船運用法ハ当初東京商船学校傭教授ルッセン、サラベル氏ニ委嘱シ同氏大阪ニ傭聘セラル、ニ及シテ一時之ヲ廢シ本年（筆者注・明治25年）一月同校教授松本安蔵氏ニ委嘱セリ経済学ハ当初農学士今外三郎氏ニ委嘱シ同氏病ヲ以テ之ヲ辭シ農学士岩崎行親氏之ヲ継ギ目下法学士志村源太郎磯部正春両氏ニ托シ漁業ニ關スル経済及法政ノ大要ヲ教授スルコト、セリ¹⁹⁾

いずれにせよ水産教育の体质強化の必要に迫られて明治24年（1891）1月に正式に修業年限を1年半と決め、予科→本科一貫教育による教育課程を編成する。そして予科の段階で水産大意・動物学・植物学・物理学・化学を正科とし、さらに数学・英語・画学をも課している。

その後、1年半の修業年限でも実際の指導ではまだ不十分ということで、専科も本科に組み入れ24年6月には修業年限を2カ年に改めている。

したがって1年生は専門の基礎科目が主となり、2年生で漁撈・製造・蕃殖・動植物学・化学・海洋気象学等、広範にわたる教育内容を履修させ、毎夏約50日間にわたる実習もあわせ課することにしているのである。

このように水産伝習所の基礎を築き上げ、水産教育を軌道に乗せた関沢明清は自ら捕鯨などの実業に携わるということで、所長のポストを明治26年（1893）4月、解かれることになる。

III 村田保2代所長の教育方針と水産伝習所の発展及び水産科教員の養成

1 村田保2代所長の教育方針

明治26年4月、村田保が関沢明清に代わって大日本水産会の会頭小松宮親王殿下により水産伝習所2代所長を委嘱された。

村田保は旧幕臣徒目付浅原耕司の長男で、母は福田氏・天保13年（1842）12月9日、大坂中ノ島唐津藩屋敷で生まれ、明治維新に際して自ら村田氏と名乗り、幼名虎之助を改め

保と称した²⁰⁾。

その後の略歴は以下の通りである。

十歳の頃、嚴父と共に江戸に出て、松平市正の家臣儒者若山莊吉氏に学び、後、林式部少輔の門に遊ぶ。維新後、考試及第、昌平学校出仕を命ぜられる。後、累進して刑部、司法、太政官、左院、参事院、内務、元老院の諸官に歴任し、十五年九月太政官大書記官兼内務大書記官に任せられ、取調局長を仰付らる。十八年四月、元老院議官に任せられ、二十三年元老院の廃止と共に国会の開会せらるゝや、勅選せられて貴族院議員に任せらる。この間、或は、新律綱領の編纂に当り、或は法典研究の為め渡欧を命ぜられ、刑法、民法の制定に参与し、又、「刑法治罪法註訳」を撰し、法律取調委員となり、錦鶏間祇候（筆者注・もと勅任官を5年以上奉職し、または勲3等以上のもので功労あるものを優遇して与えられた資格のこと。）となる。

明治十三年泰西再遊の際、伯林に於て刑法博士「グナイト」氏の水産談を聴き、大に悟る所あり、帰国後閑を得るや、本邦水産の為めに図ること少からず。三十一年小松宮彰仁親王殿下賜ふに「水産翁」の号を以てせらる。大正三年春、端なくも、所謂海軍収賄事件暴露す。翁憤激措かず、首相山本権兵衛を議政壇上公然詬罵し、即時神聖なるべき議場を騒がしたる罪を謝して骸骨を乞ひ、鎌倉の自邸に退隠し爾来、花鳥風月を友とし、悠々自適す²¹⁾。

村田は古武士の風格を有し、しかも一徹で直情の気迫をもって終始し、小松宮会頭からは“水産翁”的称号を受けたほどの人物であった²²⁾。そして村田2代所長をよく補佐して水産伝習所の教育内実をより確かなものへと固めていった中心人物が松原新之助であった。

ところで村田の教育方針については、所長就任に際して教場に生徒一同を集めて試みた彼の演説に集約されており、彼の在任中、着実にその一つ一つが具体化されていっているだけに貴重であり、それだけに長文をいとわず、以下に引用する。

余は今回伝習所々長たることを承認したるに付今日諸子に向て從來の方針を告げんとする
余の当所長の任を引受たるは之を充分に改良せんと欲してなり今其改良の点に就ては第一
着手として当所に教頭を設け之に教授上の全権を委託し教授と事務と分界を明にし益々之
が進歩を計り之と同時に教務取調会を組織し取調委員を設け向來施行すべき教授の科目及び
其方法を目下取調中にして右完了の上は其方法に従て教授上の改正を為さんとせり

今日水産上に世上の人々が注意し来れるは誠に喜ぶべきことにして貴衆両院議員は殊に
其發達せしむるの方法を贊助し政府も之を施設に汲々とし各地方庁も亦茲に留意して其獎
励を怠らす是を以て其技術者を養成する當傳習所の名は世間に顯はれ已に文部大臣は未だ
官立の各学校へ悉く巡閱せられとも特に当所教授の有様を実視せんと約せられ又本年は國
庫より生徒養成費を支出せることとなれり是れ即ち當傳習所が國家に効益を与ふるものと
確認せられたるものにして世上に名を顯はし信用を得たることを証するに足るなり已の斯
の如く確認せられ信用せられたる以上は非常なる憤発を為し此重望に負かさることを期せ

さるべからず

余は自今当初改良の方法として教場を拡くして生徒を増し各科の教務を完全にし各機械を完備して教授に便にし物品の陳列所を設け智見を拡むるの方法に供せんとす是等は必ず本年中に実現せんことを期せり又各教員にも尚一層の勉励を請ひ教授の任を尽さんことを約し又是迄農商務省より来る教師は公然たる許可を得たるものにあらざりしか今後は大臣の許可を得て教師派遣を請ふこととせり修学期も当時は二年なれども之を完全ならしむるには尚一年を増し此一年は専ら実業を学修せしめんとす次に教授料は目下一ヶ月二円なれども学資の為め其志望を空ふするものあるを以て当月よりは壹円五拾銭に減せんとす次に当所の教育は海上の操業に練熟することを必要とするを以て商船学校と連絡を通し船舶の運用をも修業せしめ併て船員の資格を得せしめんとし目下協議中なり又法律の許さん限りは海軍の予備士官の位置を要請するあらんとす而して遠洋漁業を実習せしむることは最も急務なるを以て本年は帆船を以て北海に航し漁業の実習をなし又汽船を以て小笠原近傍の漁業をも実習せしめんことを図り其他魚介の蕃殖及製造等皆実地に付充分なる修業をなさしめんことを期せり

右の如く教授上の改良を為すに就ては此重望を負ふ所の当所生徒は自ら品位を高し風儀を乱す等のことなく卓然として善く学業に勉励し国家に有用のものたることを期せざるへからず然るに余の甚た遺憾に堪へざるものあり今日の教場に出つる所の生徒を見る袴も穿かず羽織も着ざるものあり教師は必ず羽織袴を着るか洋服にあらざれば教場に臨むことなし然るに之か教を受くる生徒は却て斯の如き有様なり之れ風儀を乱るの甚たしきものなり況や当所規則には必ず羽織袴或は洋服を着すべしとの明文あり之を承知しながら之を犯す犯則者に外ならず向後は必ず洋服又は袴を着し当所の徽章を着けたる帽を戴くに非されは当所に出入することを許さず之を謹まさるべからず余は以上の如く一方に於ては苟も当所教授上に於て改良すべきこと又は必用と認むるものは必ず之を実行すれども亦其一方には生徒の取締を厳にし風儀を乱る等の行為あるものは毫も仮借せざるへし然れども之に反して行状端正に修学し勉励せるものは可及的将来の方法に就て力を尽すことを怠らざるへし故に以後は必ず規則を厳守することを望む若し之を守る能はすと云ふものあらは速に当所を退去すへし是れ毫も顧慮せざる所なり

現生徒を見るに入學の初期は皆な風儀を守り学業に励精すれども日を経るに従ひ放肆に流るゝもの多きか如し是嘆すべきことなり生徒諸子の入學の志を立て郷里を出づるや必ず父兄に誓ひ成業の目的を立て、來学せるなるべし然るに中途其業を怠るか為めに目的を果す能さる如きことあらば何の面目あってか復た父兄に見ゑんや況や地方の公費を以て來学せるもの、如きに至ては其責任甚た重く若し前の如き行為あらは其地方多数の人々に向て義務を欠くこと大なるべし余苟も水産会幹事長とし當伝習所々長として若し斯の如き生徒ありたりとせは其父兄及地方人民に対し何の面目あって見ることを得んや況や會頭小松宮殿下に対し責を辞するの詞なかるべし必ず後來國家に有用のものたることを期するの決心あって学業に勉励せざるへからず然れども必竟其遊佚に流るゝは生徒の居住を其隨意に放任したるの弊より生することもあれば将来は寄宿舎を設けて悉く寄宿せしめ特別の事情あるか又は東京に確乎たる保証人のあらざる限りは他に止宿することを許さずることとし充

分なる取締法を設けるとする今日茲に陳る所は誠に止むへからざるものあって存せり自今以後若し不都合のものあらば必ず其地方庁或は父兄に通し或は直ちに退学せしむへし又は之に反し優等なるものは成績良好なる証状を与へ殊に優等抜群なるものは経営の許す限り欧米に派遣して其蘊奥を究めしむるの道を開かんとす故に当所生徒たるものは能く長上を敬し行状を端正にし学術の上達を図るべし古より長上を輕侮し放肆遊逸なるものにして学術上達せしものあらず

以上の各項は自今必ず実行し賞罰共に之を明かにすべし諸子之を肝銘し決して遺忘することなかるべし²³⁾

かくして村田2代所長が本「演説」中で、「第一着手として当所に教頭を設け之に教授上の全権を委託し教授と事務と分界を明にし益々之を進歩を計り之と同時に教務取調会を組織し取調委員を設け向來施行すべき教授の科目及其方法を目下取調中にして右完了の上は其方法に従て教授上の改正を為さんとせり」²⁴⁾と指摘している点は、農科大学の佐々木忠太郎を教頭に据えて水産伝習所での教授上の改善に積極的に取り組ませており、「当所改良の方法として教場を拡く」²⁵⁾する件については明治26年11月の新築校舎の落成をもって、早々にこの懸案をも解決しているのである。

2 水産伝習所の発展

明治27年（1984）8月31日、水産伝習所では教室と寄宿舎各1棟を焼失してしまう事態に直面するが、村田らの努力で翌28年（1895）5月15日、教室と現業場が竣工し、同月22日から新教室の使用が始まっている²⁶⁾。

また修学期間について村田が「尚一年を増し此一年は専ら実業を学修せしめんと」²⁷⁾したことについては、「當時尚経費不足シ充分ノ改良ヲ圖ル能ハス農商務省も亦補助ヲ与フノ議アリシモ財政ノ都合ニ依リ未タ之ヲ議会ニ提出」²⁸⁾できない折に、村田保が「水産拡張ノ必要ヲ唱へ貴衆両院議員ニ説クニ賛成者極メテ多」²⁹⁾く、「明治二十六年水産調査所費ノ帝国議会ニ提出セラル、ヤ衆議員予算委員ハ水産伝習所生徒養成ノ議ヲ唱ヘテ該所経費ノ項目ヲ変更シテ協賛シタルヲ以テ農商務省ハ該予算委員ノ意向ヲ採納シ二十六年五月六千五百円ヲ支給シテ生徒養成ヲ嘱託」することとなり、これを機に修学期間も3年に延長することが決められている。

生徒養成の件を委託した農商務省の命令書は次の通りであった。

大日本水産会

其会設立ノ水産伝習所へ生徒養成ノ件ヲ委託シ本年度中手当トシテ金六千五百円ヲ支給候
条左ノ通心得ヘシ

明治廿六年五月十二日 農商務大臣伯爵 後藤象次郎

一 地方水産業改良ニ必要ナル漁業製造養殖ノ三科ヲ伝習スヘシ

但伝習ニ關スル規程ハ農務局長ノ指定スル所ニ準拠シテ設定シ本大臣ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 教師ノ氏名又其変更アルトキハ届出ツヘシ
- 一 手当金ハ五月ニ千円六月ニ千円七月以降一ヶ月金五百円ツ、支給スヘシ
- 一 伝習生徒ノ入退及成績ハ毎六ヶ月ニ報告スヘシ
- 一 伝習生徒ハ広ク各府県ヨリ募集スヘシ³¹⁾

さらに修学期間3年への延長に向け明治26年8月、伝習科目の「教授要領」を定めて農

表3 水産伝習所・教育課程（明治27年9月改正）

第1学年

科 目	第1期（6ヶ月）	毎週時間	第2期（6ヶ月）	毎週時間
水産通論	水産学一般	6	—	—
漁撈	—	—	漁具製作並漁撈ノ理論及方法	4
製造	—	—	製造ノ理論及方法	4
養殖	—	—	養殖ノ理論及方法	4
動物学	普通動物学	4	水産応用動物学	4
植物学	普通植物学	2	水産応用植物学	2
物理学	物性、重力、液体、気体、熱、光、音響、磁気、電気	4	同 左	2
化学	無機化学	4	有機化学	4

補 習 科

英語	読方、訳文	3	同 左	3
数学	算術、代数	4	代数、幾何	4
簿記	単記	2	複記	2
画学	自在画、用器画	2	同 左	2
体育				
水泳				
計		31		35

第2学年

漁撈	漁具製作漁撈ノ理論及方法	4	同 左	4
製造	製造ノ理論及方法	4	同 左	4
養殖	養殖ノ理論及方法	4	同 左	4
漁船	造船及航海学	4	漁船運用	4
動物学	水産応用動物学	3	同 左	3
植物学	水産応用植物学	3	同 左	4
化学	応用化学及分析	4		
地文、気象	海洋、地文、天氣学	2	同 左	2
経済	漁業経済	2	漁業経済及水産貿易	2
漁政	漁業法政	1	漁業法政及漁業慣習	1

補 習 科

英語	会話	4	同 左	4
水泳				
計		35		32

第3学年

漁 撈 科	漁船運用	製 造 科	缶詰、燻製、乾製、鹽蔵、酢漬、乾鮑、海参、鰯、鰐節、明骨、魚肚、堆翅、寒天、刻昆布、乾海苔、魚海蠣、肝油、魚膠	養 殖 科	鮭、鱈 鯉、鯤、鱸、鰻、鰐
	漁具製作		グリセリン		海鼠、牡蠣、其他介類
	網漁		食鹽、沃度		海苔
	釣魚		搾粕、骨粉		活洲蓄積法
	雜魚		海獸製革、染毛法		魚介運搬法
	捕鯨及其他海獸獵		防腐法		顯微鏡用法
漁具漁船及保存法					

商務省に報告をすませ、翌27年9月改定の「水産伝習所規則」によって3年延長は実質化された（〔表3〕³²⁾参照）。

そこで水産伝習所の開所時と3学年制に移行したそれぞれの教育課程をここで比較してみると、後者において特に、補習科で英語や数学といった専門科目を支える基礎学を重視しつゝ、水産技術の高度化に即応した専門科目を数多く1・2年に配し、さらに実習の場で学んだ成果を確実に血肉化させていくといった教育内容面での配慮が認められる。ついで第3学年の漁撈・製造・養殖のいずれの科かは問わず、徹底した実習主体の水産技術の継承重視の実学主義の教育がうかがえ、この教育の方向はその後、官設水産講習所→東京水産大学の教育にも引き継がれ、伝統化していくことになる。

すなわち明治28年（1895）9月、第9回生は第2学年試験が終了したことから第3学年において、漁撈・製造・養殖の3大分科中、その1科を各人が志望により実地に就き専修させることとし、当9月2日には実習科の始業式を挙行している³³⁾。さらに当日、水産伝習所側から生徒一同に対して、実習科設置の意義と実習上の心得とが、以下のように伝えられている。

水産業は漁撈、製造、養殖の三科に大別すべし從来は此三大分科を混合して僅に二ヶ年間に卒業せしむるものにして到底完全なる教授を為し難きを以て茲に分科して各専修せしむる事とせるなり

従来の実習方法は学科講授の傍一二の実験を為すと夏期冬期休学すべき際沿岸地方へ派遣し実業者の操業を実視せしむる等に過ぎずして極めて不完全なりき依て本所改正規則に拠り第三年間丈けは總て実習科とし実習場に就き操業せしめ兼て学理を講授する事とせるなり生徒諸氏の心得らるべき条項左の如し

- 一 実習科は實に必要の科なれども全く創始に属するを以て教授器具、原料の供給其他教授の方法未だ完全を得る能はず但教師諸君の講究せらるゝ順序方法に依り漸次改善を加へ行くより他策あるなし故に生徒諸子も教師諸君の旨を遵奉して勉励せらるゝのみならず水産學術上の基礎を作るの覚悟を以て能く注意せられんことを望む
- 一 実習科は生徒諸子が卒業後漁夫職工等を指揮すべき覚悟を以て諸般の事物を整理することに勉めさる可からず故に実習場内に在る器物及製品等を整理し且終業時間其他諸般

の秩序を整ふることを勉めらるへし

- 一 実習は単に方法を了知するに止まらず技倆熟練精巧に至るを要するものなり一例を挙
くれば従来の缶詰は単に其方法を知り之を製し得れば足れりとすれども實際之を商品と
するには風味其他世人の嗜好に応し得る品物を製出せざるへからず尚一歩を進めて言へ
は伝習所の製品は好模範たりとの評を得るに至らされは不可なり
- 一 然れとも単に技術の鍊磨に止まらず其理法を講究するを要す何となれば本所の卒業生
は良職工良漁夫たるのみならず之を監督指揮すべきものとなる一責任あるか故に漁夫職
工の範囲より超出せる所なかるへからず〈中略〉
- 一 実習三学科中にも亦将来は専修を要するものあるべし例へは漁撈科の網釣具製作と漁
撈術とは或は造船学と航海学との如き差を生ずるの場合なきにあらざるべしと雖とも今
日は尚此分業を実業上に見ざるが故當分之を分科せすと雖とも漁撈科中の縄漁業等は生
徒の体質等にも依るへく又本所經營上の都合もあり全実習員に修得せしめざることある
へく又製造科中の分科製鹽等も亦本所の都合もあるを以て或は之を分別して修学生員を
制限し生徒の志望と其人の長所を以て其專習生を定むる等の事なきにあらざるべし是等
は追々其時期に臨み告示せらるゝなるべし

以上は生徒諸氏実習の方針に就て其梗概を指示するに過ぎず尚近日更に詳細に告示する
ことあるべし本回の生徒諸氏は本所当初の目的たりし三大分科の専修をなす最初の生徒た
る名譽を負ふものなり今日は實に本所教授上の一新起源をなすものなれば能く刻苦耐忍水
産學術を将来に發達せしむる先覺者たるの大責任を遺志せられさらんことを切望す³⁴⁾

ここにおいて第9回生である実習生は、9月より翌29年(1896)8月までの1カ年間を
4期に分け、各1期間を3ヶ月としてその履修が求められ、その第1期の場合の各科実習
時間割は次の通りであった。

製造科 実習生を四組に分ち甲は乾醸製品実習に乙は缶詰製造実習に丙は化学製品実習に
丁は製鹽並分析実習に最初從事せしめ爾後各組三組三週間毎に交代実習せしむ 但し製
鹽、分析の実習は其生徒を二分し一は製鹽を一は分析を実習せしむ

漁撈科 実習生を三組に分ち甲は網具製作に乙は釣具製作に丙は漁撈及漁船運用に各一週
間毎に交代実習せしむ 但航海造船学及漁業管理法は甲乙丙の三組を合併して之を教授
す

養殖科 鯉、鰻、鰯、鼈の養成は深川養魚場に於て実習せしめ発生学養魚法管理法は本所
に於て教授し又鮭鱒の採卵孵化実習をなさしむ³⁵⁾

さらに村田がかの「演説」中で述べている「当所の教育は海上の操業に熟練することを
必要とするを以て商船学校と連絡を通し船舶の運用を修業せしめて併て船員の資格を得せ
しめんと」³⁶⁾するとした件についても、村田の所長就任の翌年の明治27年から、水産伝習所
の卒業生及びそれまでの卒業生で航海運用科目を履修済みの者には東京商船学校への無試
験入学が認められるところとなり³⁷⁾、ここに水産伝習所で学んだ者に遠洋の漁船運用技術

を修得する途が開かれることとなっていくのである。

3 水産伝習所の安定経営と水産科教員養成

村田保2代所長の水産伝習所での注目される動きは、村田が水産拡張の必要を説き、水産教育の重要性を貴衆両院議員に認識させて水産伝習所における生徒養成費・年額6,500円の補助金交付が具体化したことで、それまで窮乏していた水産伝習所の財政面からの経営基盤がより確固としたものになったことである（〔表4〕³⁸⁾参照）。

表4 水産伝習所收支一覧表

	収 入	支 出	残	
自明治22年2月 至明治23年1月	円 3,462	円 2,458	円 1,004	(円以下切捨)
自明治23年2月 至明治24年1月	4,284	4,284	—	
自明治24年2月 至明治24年8月	1,221	1,141	79	
自明治24年9月 至明治25年8月	2,855	2,759	6	
自明治25年9月 至明治26年4月	2,951	2,916	34	
自明治26年5月 至明治27年3月	12,601	12,487	114	この年以降毎年 6,500円入金
自明治27年4月 至明治28年3月	14,709	11,916	2,793	
自明治28年4月 至明治29年3月	16,154	14,824	1,330	
自明治29年4月 至明治30年2月	13,750	11,906	1,844	

いま一つの動きは明治27年（1884）1月、「文部省告示・第1号」をもって水産伝習所が官公立尋常中学校と同等以上の教育機関であると文部省から認定されたことで、これより水産伝習所在籍の学生は徴兵猶予が認められるところとなった³⁹⁾。

さらに重要な動きは明治29年（1896）12月、それまでに全国各地で水産補習学校の設立が激増し、このために文部省が水産科教員の必要性をつよく認識するにいたり、教員養成の件で水産伝習所に協力を託し、その経費として1ヵ年1,800円を交付してきたことである。

すなわち水産科教員の委託生は15名で、うち10名が地方長官からの推薦による者であり、他の5名は水産伝習所の卒業生または第2学年以上の生徒で師範学校か中学校を卒業した者のなかから募集することとし、明治30年（1897）1月11日から授業が開始され、同年12月の修了が目指された⁴⁰⁾。

授業開始当日のこと、監事の松原新之助は水産科教員を目指す者の在学中及び卒業後の心得について以下のように述べている。

諸君が此度の募集に応して遠方より御来所相成りたるは御苦勞の義に存じます今回文部省より本所へ水産教員の養成方を嘱託せられたるは元と本所の卒業生は多くは水産実業家の子弟にして曾て教育に従事したものにあらざるゆへ地方に水産の専門学校又は水産補習学校等の設立ありて本所へ其教員を要求せらるゝも悉く之に応することが出来ません尤も是までは各地方より請求あるときは成るべく教育に従事したる履歴ある人を撰抜して之に応したけれども目下の処にては今より起るべき数多の学校の需めに応することは出来難きことなるを以て文部省は水産教員の養成を本所に嘱託せられたる次第であります

元来本所生徒養成の目的は将来には水産に関する深遠の学理を究むる人物を造り出すことを期して居りますけれどもそは容易のことにあらず又ソウ云ふ学者が沢山出来ても今日の世の中にはそれ程多くの需用もあらざるゆへ先つ成るべく実業即ち技術に熟練なる人物を造り出すことを勉めて居るのであります夫故前にも申す通り教育家として適當なる人物は出来難ひのであります

目下本邦の水産業は實に氣の毒千万なる有様にて世間には水産がどの位邦家の利益を為して居るか水産が将来どの位日本の富を益すべきかなどを考へる人は甚た稀れにて其れのみならず水産物は自然に湧くものとして採捕の方法にも別段注意を加ふることも為さず又水産業者は漁民と称して世間より賤まれ極めて劣等なる待遇を受けて居りますのも致方がなく只旧来の方法を墨守して之に学理を応用するなどのことは毛頭ありませんからです夫故どうでも小学生徒や其外水産の学校よりして是等の道理を知らしむるより外はありますまい諸君は此重任を負ふて居らるゝゆゑ能々注意して修学ありたきものでござります

又今度文部省より生徒を募集されたとき応募者が意外に多かったと云ふことなるがこれは真に水産業の必要を認めてのことか又只新奇を好むが為めかそは明かならざれども諸君の如く一たび此道に入りたる上は決して志を変することなく畢竟水産の教育を以て斯道の発達を図り世を益するに勉められんことを希望致します

本所生徒は在学三年にして而かも漁撈、製造、養殖の三科に分ち其一科を専門に学習するのに諸君は僅々一ヶ年にして此三科を合せて学了らるゝは仮令諸君に素養があるにもせよ随分困難なることなれば本所が設くる処の学科課程も非常に繁劇なるが上夏期の休業をもなきとして地方実習を以て之に充つるが如き苦るしき仕方も復た已むを得ざるに出たことでございます又教授の順序も前後のあるべきものを同時に教ゆる等のことあるは致方なき次第ゆへ其辺は能々御察しありたし

品行の方正なるべく志操の堅固なるべしなどのことは諸君に向ては言ふまでもなきことながら厳重に実行ありて他の生徒の自ら見習ふ様に願ひたし

又今日に於て言ふは尚ほ早けれども水産の事業は實に夥多なるが上日新の仕事なるゆへ一年間の学業を了りたりとて満足すべきにあらざれば卒業後も一年一回位は相集まりて新智識を添ふるの必要あるべし其方法は成るべく便宜に設けたきものと思ふて居ます

以上申述た通り十分御勉学ありて文部省募集の趣旨に負かざる様為されんことを望みます⁴¹⁾

表5 水産科教員養成科・学科目及び毎週授業時間一覧

学科 \ 学期	第 1 期	毎週 時間	第 2 期	毎週 時間	第 3 期	毎週 時間	第 4 期	毎週 時間
水産運論		1						
漁撈科	漁具製作所并漁撈の理論及方法	6	同 左	4	同 左	4	同 左	4
製造科	製造の理論及方法	6	同 左	4	同 左	4	同 左	4
養殖科	養殖の理論及方法	5	同 左	4	同 左	4	同 左	4
動物学	水産応用動物学	4	同 左	2				
植物学	水産応用植物学	2	同 左	2				
発生学及顕微鏡用法	発生学及顕微鏡用法	2						
応用化学	水産応用化学及分析	4	同 左	2	同 左	4	同 左	4
気象地文	海洋地方気象	4	同 左	4				
航海大意			漁船運用法	2	同 左	2		
造船大意					漁船構造法	3		
法令大意	水産に関する法令	1	同 左	1		1		
経済大意	水産・経済	1	同 左	1	同 左	1		
教育学及教授法	教育学及教授法	2	同 左	1	同 左	1	同 左	1
実習				11		12		20
特別講義 計		36		36		36		36

備考 師範学校卒業生には教育学を除く。

特別講義は器械学其他漁撈・製造・養殖各科中に於て必要に応じて之を課す。

ちなみに水産科教員養成科における学科目及び毎週の授業時間は〔表5〕⁴²⁾にみる通りである。

また、ここに入学した生徒には1カ月4円の学資が支給されるが、卒業後は文部省が指定するところに5カ年間、奉職することを義務づけている⁴³⁾。

IV 帝国議会での教育議事と水産伝習所官設建議案の可決及び水産伝習所の閉所

1 帝国議会での教育議事状況

明治期に開催された帝国議会は次の3つの時期に区分することができる。

第1期は第1回帝国議会（明治23年11月29日～同24年3月7日）から第8議会（明治27年12月24日～同28年3月23日）まで、第2期は第9議会（明治28年12月28日～同29年3月28日）から第14議会（明治32年11月22日～同33年2月23日）まで、第3期は第15議会（明

治33年12月25日～同34年3月24日）から第30議会（大正元年12月27日～同2年3月26日）までである⁴⁴⁾。

そこで各期の帝国議会での教育議事状況をみてみることにする。

まず第1期では議会が8回あり、そのなかで解散が3回あり、日清戦争開戦時にも臨時議会が1回あったので、通常議会は4回あった。そして教育議事がなかったのは開戦時の臨時議会の折のみであった。

第2期の場合には議会が6回で、その中の2回が解散だったので通常議会は4回であり、第11議会を除くすべての議会で教育議事が登場している。

第3期にあっては議会の回数が16回あり、その中の2回が解散、さらに2回が日露戦争中の議会であって、第18議会は予算決定のための特別議会、第29議会は明治天皇大葬のための議会、第30議会は護憲運動が活発を極めた折の議会であったから、実質的な通常議会は9回であった。そして戦時下であった第21議会や護憲運動で盛り上がった第30議会でも教育議事があったから、帝国議会での教育論議は11回の議会で展開されたことになる⁴⁵⁾。

しかして帝国議会と教育政策との関連につき考察した本山幸彦は、明治期全般にわたる帝国議会での教育議事に関して、以下のように考察している。

第1期、第2期、第3期の全期間を通じていえることは、全教育議事のうち第1位が建議118件、第2位請願76件、第3位法案68件、第4位質問49件で、上位の建議と請願の2つが何れも間接的であれ、直接的であれ社会の教育要求を帝国議会に表明する教育議事であったことである。つまり全教育議事件数311件のうち194件が教育社会と一般社会の教育要求を主張するものであり、帝国議会における教育議事の6割強が、第1期、第2期には教育社会の、第3期には一般社会の教育要求を推進力として展開されたということである⁴⁶⁾。

本山の指摘はさらに続き、帝国議会への「建議」や法案化されない学校増設関係を除く「請願」の実に6割強までが「帝国議会で政府提出の法案に化し、その90%が可決され」⁴⁷⁾ているとしており、この指摘から明治期の帝国議会での教育議事状況を集約すると次のようにいいうことができよう。

つまり第1期から第3期に及ぶ過程で、教育要求ははじめ狭い教育社会から出され、次第に広く一般社会からの教育要求へと拡がりをみせ、「建議」や「請願」というかたちで具体的には帝国議会に問題が提起され、審議され、議決を経て、その半数を超えるものが法案と化していく実態が把握できるのである。さらに重要なことは、特に第2期から第3期にかけて集中した「建議」や「請願」には、実業教育論議を喚起したものや地方における高等教育機関、それも個々の地域産業に結び付いた実業教育部門の教育機関の増設要求を盛り込んだものが顕著であったことである⁴⁸⁾。

このように教育に直結した「建議」や「請願」が教育の法案化を促進していくことで、やがてこれらが「政府の学校増設計画を具体化させ、促進させる役割を果たし」⁴⁹⁾といったわけだが、こうした動きはそのまま水産伝習所の私設から官設移管への動きにも強い影響を及ぼしていくことになっていくのである。

2 帝国議会での水産教育論議と水産伝習所官設建議案の可決

村田保は所長在任中の4年間、水産法制の整備に尽力しながら、あわせ着実に水産伝習所規則の改正や校舎の新築、修業年限延長及び実習科の発足、水産科教員の養成等といった水産伝習所内での実績も挙げ、実質的にも水産伝習所を官公立の中学校の学科程度と同等以上であるとの文部省からの認定を得る等、初代所長の関沢明清が培った基盤をさらに固め、その後の水産伝習所は実学中心の水産教育展開への方向をより確かなものとしていった。

されば展開された帝国議会での水産教育論議を、以下でみることにする。

まず第1期の帝国議会での水産教育論議は第2議会（明治24年12月）と第4議会（明治26年1月）においてみられた。

すなわち第2議会では、水産調査費の審議で政府側は「水産会とは或は水産伝習所とも、追々発達して参りますが、漁撈の事でも、遠洋漁業を試みる人はない、斯う云うことは、官之を卒先してやりませぬと、其道は開け」ないと主張したが、予算委員会では「此通りにすると多くは役人の月給と役所の雑用に成って仕舞ふ」として予算全額の民間機関への委託に振り替えることの主張が出て厳しい対立が生まれ、「同議会における農事試験場設立予算と同様に臨時部での計上に修正、本会議もこの予算委員会修正案を可決」する⁵⁰⁾。

また第4議会でも水産調査費をめぐる審議で対立があり、政府側は「之は直に未だ極く幼稚なる水産会或は水産伝習所に任すと云ふことは極く早計（中略）差当っては是は官業とするのが適当」であると主張した。これに対する予算委員会側は反対の意を表明し「官衙と致しますると水産調査所は漁師入るべからずと云ふやうな札を建てるが如き先づ大きな建物からペンキ塗で始めると云ふやうな弊害が多い」と主張する。そして貴族院においては村田保が主張した「兎角官吏組織にすると官吏の方に引っ張る、却って漁業の発達が出来ない就ては官吏組織にせずに委員組織」の採用をという考え方賛成者が多く出て、民間委託説が支持された⁵¹⁾。

こうして政府原案は修正をみて民間委託費としての支出が衆貴両院本会議で可決をみたのであるが⁵²⁾、帝国議会での民間委託費支出への不干涉が、実は水産伝習所創設期の厳しい財政上の経営危機を、水産調査会の具申で水産調査費から学生指導の予算援助を可能とさせたことで、何とか乗り越えることができ、実学本位の水産伝習所の存続と教育の面目を保持することができたのであった⁵³⁾。

つづく第2期の帝国議会での水産教育論議については、水産講習所の官設決定をはじめ、全国各府県水産講習所や水産試験場への国庫補助、中等水産教育の中核をなす水産学校の設置、さらには高等水産教育機関設置に関する建議をめぐる動き等々、多様かつ活発な展開がみられた。

なかでも第9議会での改野耕三ほか5名が連名で提出した「水産伝習所官設建議案」をめぐる動きは特に注目されるものであった。

それというのも、水産伝習所が校舎新設後、校運ようやく「隆盛に趣けるも、教務の拡張発展に従ひ、諸経費膨脹し、維持又々困難となれるを以て、新に資金を募集するか、官設となすかの議」⁵⁴⁾が生まれていたからである。

村田保所長は将来的にみて水産教育は国家の責任において推進される必要があると認識していたから、あくまでも「官設論者として縦横に画策し、屢々当局と交渉し、又、衆議院の有志と諮詢り、遂に水産調査会^{*}の議に附し、二十九年三月貴族院、及び、衆議院より」⁵⁵⁾、以下にみるような水産伝習所官設の建議を引き出すことに成功する。

水産事業を発達せしむるは、国家経済上目下の急務たり。而して之を発達せしむるには当器の人材を養成するより急なるはなし、曩に大日本水産会に於て水産伝習所を設け水産に必要な技倅を伝習せしむること既に数年に及ぶと雖も元來水産に関する技術は其区域広汎にして練習に費用を要する少からず、到底私設協会の独力維持する能はざるを以て適當の費額を支出し速に之を官設し以て當器の技術者を養成し水産業の拡張に資せんことを要す⁵⁶⁾

ここにおいて改野耕三ほか5名の連名による「水産伝習所官設建議案」は明治29年(1896)3月25日、衆議院本会議で可決され、かくて「農商務省ハ水産講習所官設ノ費用ヲ第十議会ニ請求セラレ茲ニ同所ノ官設」⁵⁷⁾に向けての具体的な動きが本格化していくことになるのである。

3 水産伝習所の閉所

官設水産教育機関の開設が確定したことで、農商務省は急ピッチでその開設準備に取り組み始めた。必然的に大日本水産会でも明治30年(1897)3月限りで水産伝習所の閉所を決定し、同月31日には第10回卒業証書授与式を兼ねた水産伝習所の閉所式が挙行され、同所の在学生徒はそのまま新設の官設水産講習所の生徒として在籍することになった⁵⁸⁾。

水産講習所に移管された当時の水産伝習所の生徒の状況は〔表6〕⁵⁹⁾にみる通りである。

水産伝習所の閉所式の模様については、会頭小松宮殿下が御喪中ということで、代理人の伯爵久松定謨が臨席し、以下の会詞を奉読している。

我水産業の改善は学術の講究を要する極めて多し是を以て水産伝習所は専ら力を水産教育の普及に致し創立以来有為の器能を出し斯業の発達を裨補せること少なからず而して今や水産伝習所の官設を見るに至り本日を以て第十回卒業証書授与式並閉所式を挙げ以て本所を閉つ惟ふに水産の教育をして茲に至らしめたる者は会員諸子の協同一致と職員の精励黽勉とに由らすんはあらず予其勤労を多とす然れども水産事業は前途尚遼遠なり会員諸氏は愈々其振興を計図し卒業生は益々学術を研磨し以て富國の道を講究せんことを望む

明治三十年三月三十一日

大日本水産会々頭大勲位功二級彰仁親王⁶⁰⁾

*水産調査会というのは、明治23年(1890)7月に設置されたもので、委員長には村田保が就任し、委員には農商務・通信・海軍・帝国大学・中央気象台の関係者が選任され、帝国議会側の委員とともに、民間団体の大日本水産会側も協力して、わが国の水産振興に力をそそいでいた。

表6 水産伝習所の生徒数一覧

	第 1 回	入 所		卒 業	
		入所年月	人 数	卒業年月	人 数
	年 月 明治 22. 1	63	年 月 明治 23. 2	48	
2	23. 2	20	24. 2	17	
3	23. 9	57	24. 8	46	
4	24. 3	49	25. 7	36	
5	24. 9	62	26. 8	45	
6	25. 4	56	27. 3	34	
7	25. 9	85	27. 7	54	
8	26. 4	86	28. 3	54	
9	26. 9	110	29. 8	61	
10	27. 4	83	30. 3 卒業	41	
11	28. 4	154	現 在 生		
12	29. 4	68	現 在 生		
13	30. 3	46	現 在 生		
水産科教員養成科	30. 1	15	現 在 生		

ついで村田保所長が次にみる答辞を朗読する。

産業を振興し国力を培養するは刻下の急務なり我邦沿海七千余里頗る魚鹽の利に富めり其増進を図るの根底は一に当業者の智識を啓発するに在り是を以て大日本水産会水産伝習所は 会頭殿下の鴻庇に依り創立以来専ら當器の人材を養成し其技能を実業に応用せしめて斯業の進歩を禆け発達を補はんことを期し創立以降既に八年終始其目的を一に卒業式を挙くること九回、今又其第十回卒業証書授与式を行ひ前後総て四百三十六名の卒業生を出し概ね水産に関する業務に従事せり斯業の進歩に裨補せるや論を竣たず然りと雖時運の進歩に隨ひ教務拡張の要あり元來水産に関する学術は其区域廣汎に涉り伝習の経費少なからず到底私立協会の独力を以て完全なる成績を挙くる能はざるを以て囊に之を官設するの議あり政府亦之を採納し水産講習所を設置して農商務省に隸し當器の技術者を養成し以て水産業拡張に資せんとするに至り本所設立の目的漸く將に達せんとするに至れり是れ畢竟会頭殿下の奨励と会員諸君の贊襄とに由らすんは曷そ此良果を挙くるを得んや本日閉所式を兼ね行はるゝに方り優渥なる令詞を賜はる光榮何ぞ之に如かん茲に恭しく答辞を奉するに方り本所創立以降の顛末を録したる報告を提出し併せて創立以降本所に竭力尽瘁せられたる諸君に謝す⁶¹⁾

その後、卒業生には卒業証書が村田所長から手渡され、かつ2名の優等生に賞品が授与され、ついで卒業生総代より答辞があった。そして大日本水産会幹事・田中芳男からは告辭、来賓の文部大臣・蜂須賀茂韶による祝文朗読もあって、当日の卒業式と水産伝習所そのものの閉所式を終えることができた。

閉所式後、松原新之助監事は在学生一同に対して以下にみるような訓示を試みているが、その内容は私立学校としての水産伝習所の教育実績を踏まえ、官設水産講習所へと移行させ、その間に問題を生じさせないように運用すべく、改めて今後より一層の水産教育の進展を目指す意欲的なものであることがわかる。

今回本伝習所は水産講習所として官設となりたるに就ては既に本日を以て閉所式を執行し諸氏は講習所第一回の入学生となり一層完全なる科程の下に教養せらるゝこと、なりたるは余の諸氏の為めに嘉ふ所なり諸子は國家か此多事の秋に方り公費を以て教養せらるゝ趣旨を躰し發奮興起して学業に励精せざるべからず就ては余か從来監事として感得せる事実に依り今後諸氏の心得を述べんとす専門の学科を修むるには精密なる観察と周到なる注意を要するは勿論のことにして卒業後從事する所は官辺民間の別あるも実業と相離れざることなれば専ら此習慣を涵養せざる可らず殊に実習科に入りては誠実に其業を執り勤勉の習慣を養成し熟練なる技術と堅実なる志操を持せざる可らず従前に於て敢て欠点ありしと謂ふに非されとも此点に就て尚ほ一層の戒心を望む

学生として品行の重すべきは勿論のことにして当初有為の志を懷抱し才の優れたるものも中途外惑の為めに挫折し終に処世の方針を誤るものあり是れ甚た嘆息すべき事とす在学中素行を慎むべきは敢て官私に依て軽量あるべきに非されども公費に由て教養せらるゝ者は其責任一層重きを以て克く自己の境遇に顧み思想を高尚にし野鄙の挙動を慎まさる可らず寄宿生は互い相親睦和同じ純潔なる交誼を結ぶの間自ら智識の交換も行はれ社交上の経験とも為るものなれば我慢疎野の挙動なかるべき筈なるに多数の中には些々たる事柄の為めに其親睦を破り或は血氣疎暴の挙の為に舍則に触るゝものあり之れ必竟一時の血気に駆られ前後を顧慮するに遑あらざるにて後日其挙を追想する時は自ら其輕挙を悔ゆるに至る今後は寄宿舎の軀面を保つ上に於て其制裁も一層厳なるべければ自今些末の事故の為めに漫りに輕挙に出て負ふ所の重任を空ふせざる様注意すべきなり

今回講習所は授業料を徵収せざるのみならず実習出張の場合には旅費補給のことあり是れ水産業研究の為めに一大便宜を得たるものと謂ふべく從来学資の為めに志望を遂げざるものも就学を得べく学費に差支ざるものは卒業後研究の資を贏すを得べし然るに從来の学資に余裕を生したるの故を以て無益の事に浪費するか如きことあらば學術発達の上に与へられたる便宜を賊するものと謂はざるべからず是亦大に注意を加ふべきなり要するに今回便宜となりたるに就ては学科も進み実習期も延長し殊に試験事業の結果より将来授業上に新局面を開くを得べく学費も輕減し教授の時間其他に於て便宜を得たること大にして諸氏は實に多幸の時機に際会したるなり然れども従前とは其趣を異にせる場合多きを以て一層の戒飾を加へざるべからず水産講習所第一回生たる諸氏にして後日講習生の模範たるを得は水産伝習所絶後の名誉と云ふべし諸氏肝銘して此責務を果さんことを聊か婆心を述ると云爾⁶²⁾

むすび

わが国は「四面環海の地形なるにも拘らず古来農を以て國の本と称し水産の事措いて問はざるが如き風習をなすこと殆んど幾百年なるを知らず、皇政維新後と雖も未だ遂に水産の事を講ずるものあらざりき」（大日本水産会水産伝習所開所式当日の幹事長・柳橋悦の祝詞の一節）状況の下にあった。

それだけに富国強兵と殖産興業を前面に押し出しつつ文明開化期の人材育成に努めるべく、国民教育制度の確立を目指す明治政府の教育政策に、水産教育が実業教育の他の部門から抜きん出て表舞台に登場することはまず期待することはできなかった。

このように等閑に付されていたわが国水産教育ではあったが、やがて本格的に盛り上がりをみせる時がやってくる。

明治15年（1882）1月に結成された大日本水産会から農商務大臣の下に水産学校設立の建議が出され、これが契機となって明治21年（1888）、農商務省所管の東京農林学校中に新しく水産科簡易科が設置されたのである。

だが水産上の学理研究を期して開設された同科であったことから実学面では成果が期待できず、そればかりか水産科簡易科に入学した20名は最初にして最後の人材で終えてしまう。

他方、民間でも明治20年（1887）10月から授業を開始した藤川三渓の創立になる大日本水産学校が誕生しているが、わずか数カ月で経営難に直面し、そのまま閉校を余儀なくされている。

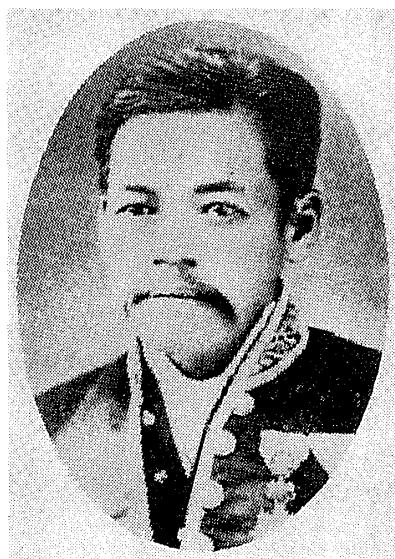


図1 関沢明清

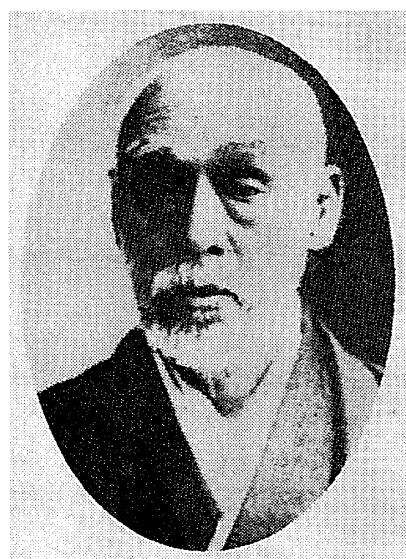


図2 村田 保

ここにおいて明治21年（1888）11月29日に設立認可を受け、翌22年（1889）1月20日に開所式を挙行した大日本水産会所管の水産伝習所が、文字通り実質的かつ本格的な水産教

育機関としての機能を果たし始めていく。

すなわち大日本水産会水産伝習所は、関沢明清（1843～1897）を初代所長に据え運営上の財政面を主として有志の寄付に仰ぎながら、速成による実業者の養成を目指し教育基盤を固めていく。

さらに関沢の後を継いだ2代所長村田保（1842～1925）は、水産拡張の必要を唱え、貴衆両院議員に説き多くの賛同者を得た。こうして水産伝習所は生徒養成費の国からの交付を確実なものとして運営上の財政基盤をより確かなものとすることに成功し、その後の一連の教育改革を強力に推進して、文部省からも中学校と同等以上に格付けられる教育機関にまで発展していく。

ついで村田は明治28年（1895）に農商務省へ官設の水産教育機関設置を上申し、翌29年（1896）3月の第9議会の衆議院で改野耕三ほか5名の議員の連名で提出された「水産伝習所官設建議案」の可決をみ、明治30年（1897）3月の「水産講習所官制」公布への道を開いていったのである。

かくて当初の水産教育の使命をここに果たし終えた水産伝習所に代わり、同年4月より施設や教職員、学生をそのまま引き継ぎ設立された官設の水産講習所での水産教育が改めて本格化していくことになるのである。

註

- 1)～3) 大日本水産会水産伝習所『大日本水産会水産伝習所沿革』（明治25.9）、1ページ。
- 4) 前掲『大日本水産会水産伝習所沿革』、2-3ページ参照。
- 5) 吉原友吉「房南捕鯨」（『東京水産大学論集・第11号』1976.3）、32-33ページ。佐藤重勝『（岩波新書360）サケ一つくる漁業への挑戦』（1986・岩波書店）、64-66ページ参照。
- 6) 吉原友吉、前掲論文（『東京水産大学論集・第11号』）、34ページ。
- 7) 東京帝国大学『東京帝国大学五十年史・下冊』（昭和7年・東京帝国大学）、1324-1326ページ。吉原友吉、前掲論文（『東京水産大学論集・第11号』）、35ページ。
- 8) 「関沢明清辭令集」（吉原友吉・前掲論文 <『東京水産大学論集・第11号』>）、142-144ページ参照。
- 9) 大日本水産会水産伝習所『大日本水産会水産伝習所紀要』（明治26.11）、1ページ。
- 10) 『大日本水産会報・第139号』（明治27.1.25）、12ページ。
- 11) 前掲『大日本水産会水産伝習所沿革』（明治25.9）、41-43ページ。
- 12) 東京水産大学『七十年史』（昭和36年・東京水産大学創立七十周年記念会）、55ページ。
- 13) 『大日本水産会報告・第93号』（明治22.12）、2-4ページ。
- 14) 『大日本水産会報告・第93号』、5-7ページ。
- 15) 前掲『大日本水産会水産伝習所沿革』（明治25.9）、7-8ページ。
- 16) 前掲『大日本水産会水産伝習所沿革』（明治25.9）、8-10ページ。
- 17)～18) 前掲『大日本水産会水産伝習所沿革』（明治25.9）、10-11ページ。
- 19) 前掲『大日本水産会水産伝習所沿革』（明治25.9）、10ページ。
- 20)～22) 大日本水産会編『村田水産翁伝』（大正8年・大日本水産会）、9-10ページ。
- 23) 『大日本水産会報・第131号』（明治26.5）、51-53ページ。
- 24) 『大日本水産会報・第131号』、51ページ。
- 25) 『大日本水産会報・第131号』、52ページ。
- 26) 『大日本水産会報・第156号』（明治28.6）、147ページ参照。

- 27) 『大日本水産会報・第131号』、52ページ。
- 28) ~30) 大日本水産会水産伝習所『大日本水産会水産伝習所報告』(明治30.3)、3~4ページ。
- 31) 前掲『大日本水産会水産伝習所報告』(明治30.3)、4ページ。
- 32) 前掲『大日本水産会水産伝習所報告』(明治30.3)、24~26ページ。
- 33) 『大日本水産会報・第159号』(明治28.9)、97~98ページ。
- 34) 『大日本水産会報・第159号』、98~99ページ。
- 35) 『大日本水産会報・第159号』、101ページ。
- 36) 『大日本水産会報・第131号』、52ページ。
- 37) 水産講習所と商船学校との関連については、前掲『大日本水産会水産伝習所報告』(明治30.3)中で以下のように報告されている。(同書・40~41ページ)
「本所生徒ニ将来西洋漁船運用航海ノ学科ヲ教授セリト雖実際西洋型船舶ノ船員トナリ其業ニ從事セシメンニハ成則ノ船長運転手タルヘキ試験規則ニ拠ラサルヘカラス而シテ現行ノ該規定ニ拠レハ試験官吏ノ適當ト認ムル学校ニ在学ノ上規定ノ年限中船舶ニ乗込ムヲ要スルヲ以テ從来ノ学科ニテハ尙海員タルノ資格ヲ得ル能ハサルカ故ニ明治二十八年九月本所ハ遞信大臣ノ許可ヲ得卒業生ニ限り東京商船学校分校ニ入学三箇月間 在学ノ上実地航海ニ從事セシムルノ途ヲ開ケリ」と。
- 38) 前掲『大日本水産会水産伝習所報告』(明治30.3)、75ページ。
- 39) 『大日本水産会報・第142号』(明治27.4)中「水産伝習所会務報告」には、以下のように報告されている。(同書・111~112ページ)
「本年一月文部大臣は本所を以て中学校の学科程度と同等以上と認定せられ微兵令第十一條に拠りて生徒は在学中微兵猶予及一年志願兵たるを得たるは來学者の為めに幸とせり」と。
- 40) ~41) 『大日本水産会報・第175号』(明治30.1)、53~54ページ。
- 42) 前掲『大日本水産会水産伝習所報告』(明治30.3)、41~42ページ。
- 43) 「水産科教員養成科規程」(『大日本水産会報・第175号』)、55ページ参照。
- 44) 本山幸彦編著『帝国議会と教育政策』(昭和56年・思文閣出版)、5~6ページ。
- 45) 本山幸彦編著、前掲書、60~64ページ。
- 46) ~47) 本山幸彦編著、前掲書、66~67ページ。
- 48) 安部磯雄編『帝国議会・教育議事総覧(1~3)』(昭和46年復刻・臨川書店) 参照。
- 49) 本山幸彦編著、前掲書、65ページ。
- 50) ~53) 本山幸彦編著、前掲書、513~514ページ。
- 54) ~56) 前掲『村田水産翁伝』、80ページ。
- 57) 前掲『大日本水産会水産伝習所報告』(明治30.3)、5ページ。
- 58) 『大日本水産会報・第178号』(明治30.4)、53ページ。
- 59) 前掲『大日本水産会水産伝習所報告』(明治30.3)、54ページ。
- 60) ~61) 『大日本水産会報・第178号』、54~55ページ。
- 62) 『大日本水産会報・第178号』、56~57ページ。

〈明治期・水産教育年表〉

年号	西暦	水 産	水 産 教 育
明治 2	1869	11. 北海道開拓使布達が公布される	
	3 1870	8.24 政府、領海3カイリを宣言する	
	5 1872		4.15 東京芝で開拓使仮学校の開校を挙行する
6 1873		5~11. ウィーン万国博覧会開催、田中芳男・関沢明清・平山成信らにより養魚や水産技術の新知識がもたらされる	3. 開拓使仮学校ひとまず閉校する 4. 改めて開拓使仮学校を開校する
7 1874		10.12 日本橋魚市場の規則を定める	
8 1875		5.7 樺太・千島交換条約調印される 12.19 海面官有の宣言及び海面借区制の布告が出される	8. 開拓使仮学校の校地を東京から札幌に移し、札幌学校と改める 9. 7 同校開業式を挙行する 9. 8 校名は札幌学校から札幌農学校へと正式に改称され、翌日から施行される
9 1876		7.18 旧慣による漁業権が公認される 10.3 湖川は海面に準ずる旨、各府県に通達される	
10 1877		1.11 内務省勸農局に水産行政を掌る水産掛が新設される	
11 1878		11.19 ラッコ獵取締約事が公布される	
13 1880		3.22 内務省勸農局の水産掛は水産課へと昇格される 7.18 水産社（社主・永井佳之輔）が『中外水産雑誌』を創刊する	
14 1881		1.20 水族蕃殖保護の布達が出される 4.7 農商務省が設置され、内務省勸農局の仕事は農商務省に引き継がれる 4.11 農商務省農務局に水産課が置かれる	
15 1882		2.12 大日本水産会が設立される 3. 大日本水産会は会誌『大日本水産会報告』を創刊する	2.12 大日本水産会の事業には、創立以来、水産教育や会誌（『大日本水産会報告』→『大日本水産会報』）及び水産関係図書の刊行にも力が入れられている
16 1883		3.1~6.8 第1回水産博覧会が東京上野で開催される	
17 1884		5.23 ラッコ・オットセイは官営特許制となる	
18 1885		2.20 貿易振興と水産行政の確立を目指して農商務省に水産局が設置される	
19 1886		3.25~4.25 大日本水産会主催で水産共進会が東京上野で開催される 5.6 漁業組合準則が公布される	12.13 三崎臨海実験所が竣工する（明治20年4月、帝国大学臨海実験所に、更に同30年6月には東京帝国大学臨海実験所となる）
20 1887		3.18 従来現物税であったものを金納として、水産業者の税負担を軽減させた北海道水産税則が公布される 5~6 大日本水産会では、農林学校中に水産の1科を置くことを農商務大臣に建議する	9.8 藤川三溪による私立大日本水産学校（わが国最初の水産学校）の設立が東京府から認可される 12.28 農商務省所管の東京農林学校中に水産科簡易科を設置することを決める
21 1888		4.15 農商務省は全国を5海区に分けて、生物に関する事項や漁具・漁法などの漁業基本調査を始める（→明治25年まで行う）	2.17 大日本水産会では水産伝習所の設立を決定する 11.29 大日本水産会では水産伝習所の設立を東京府に申請し、即日認可される
22 1889		11.12 日本朝鮮通漁規則が締結される	1.20 水産伝習所の開所式を挙行する。初代所長に関沢明清が任命される

23	1890	<p>4.1~7.31 東京で開催された第3回内国勧業博覧会にはじめて水産部が設けられる</p> <p>6.20 農商務省官制の改正で水産局が廃止され、水産関係は農務局に属することになる</p>	
26	1893	<p>4.11 水産に関する調査や試験、水産調査委員会の設置などを内容とする水産調査所の設置が決まる</p> <p>11.29 村田保は、漁業法案を帝国議会に提出する（審議未了で不成立）</p>	<p>7.5 全国の水産関係者が、水産局再置を農商務大臣に陳情する</p> <p>4. 村田保、水産伝習所の所長に就任する</p> <p>5. 農商務省は水産伝習所に6,500円を支給し、生徒養成を嘱託する</p> <p>11.23 実業補習学校規程が制定される</p>
27	1894	5. 地方水産試験場として最初の愛知県水産試験場が設立される	4. 大分県臼杵農学校水産科が設立される
28	1985	3.2 ラッコ・オットセイ獵法が制定される	10. 岩手県宮古鍬ヶ崎組合立の水産補習学校が設立される
29	1896	6.15 三陸大津波が起り、岩手・宮城・青森で2万7千余名の死者を出す。被害者の大半が沿岸漁民であったため、漁業に大打撃を与える	12. 文部省は水産伝習所に水産教員の養成を委託する（15名）
30	1897	<p>3.31 遠洋漁業奨励法が公布される</p> <p>6.1 水産局が再置される</p> <p>9.1~11.30 神戸市で第2回水産博覧会が開催される</p>	<p>3.22 水産講習所官制の公布により、大日本水産会の水産伝習所を継承した官立の水産講習所が創立されることになる。なお所長には農務局長兼水産調査所長の藤田四郎が就任する</p> <p>3. 水産局長・葦原清風が水産講習所の所長を兼任する</p> <p>6. 水産局長・竹内正志が水産講習所の所長を兼任する</p> <p>11. 水産局長・牧朴真が水産講習所の所長を兼任する</p>
31	1898	10.31 行政整理のために水産調査所と水産調査会が廃止され、調査事務は水産局調査課に、試験研究は水産講習所試験部に移される	<p>2.7 実業学校令が公布される</p> <p>4. 福井県立小浜水産学校が設立される</p> <p>8. 水産講習所の最初の練習船快鷹丸が竣工する</p> <p>10.1 第1回全国水産学校・水産講習所・水産補習学校長協議会が開かれる</p> <p>11.28 「水産学校規程」が制定される</p>
32	1899	8.1 「府県水産試験場規程」及び「府県水産講習所規程」が制定される	<p>1.15 文部省は実業補習学校設置の趣旨等について訓令を出す</p> <p>4. 文部省は水産講習所に水産教員の養成を委託する（10名）</p>
34	1901	4.13 35カ条から成るわが国最初の統一的漁業法ともいるべき漁業法が公布される（旧漁業法と呼ばれるもの）。明治35年7月1日施行	<p>12. 専任の水産講習所長として松原新之助が就任する</p>
35	1902	<p>3.28 外国領海水産組合法が制定される</p> <p>5.17 漁業法の施行（7.1）に伴う漁業法施行規則、漁業組合規則及び水産組合規則が公布される</p>	
36	1903	3.1~7.31 大阪で開催された第5回内国勧業博覧会で、米国のイーグル船用機関、フランスのアモビール石油発動機、英国のリンデ冷蔵会社の製氷・冷蔵機が展示出品され、水産関係者の関心を呼ぶ	
37	1904	<p>6.4 わが国は朝鮮全沿岸での操業権を獲得する</p> <p>12.25 トロール船海光丸が大阪堺沖で試運転を行う</p>	
38	1905	<p>3.1 遠洋漁業奨励法の全面改正が行われる</p> <p>3.31 遠洋漁船検査規程が公布される</p> <p>9.5 日露講和条約の調印で、露領沿岸における漁業権を獲得する</p>	2. 帝国議会に高等水産教育機関設置建議案が提出される
39	1906	3.9 静岡県水産試験場は石油発動機付漁船富士丸を建造する	

40	1907	<p>2.16 全国水産業者大会が東京で開催され、水産銀行の設立、魚市場取締規則の制定、国立水産試験場の設置といった多くの建議事項が決議されている</p> <p>7.28 日露漁業協約が調印される</p> <p>9. 2 第1回全国捕鯨業者大会が開催される</p> <p>12. 9 樺太漁業に関する諸規則が公布される</p>	<p>2. 札幌農学校に水産学科が設置される</p> <p>6.22 仙台に東北帝国大学が設置し、札幌農学校は東北帝国大学農科大学となる</p> <p>9. 9 水産講習所練習船快鷹丸が朝鮮水域で漁業実習中、暴風のため遭難する（迎日湾）</p>
42	1909	<p>8. 農商務省は北原多作・岡村金太郎の「漁業の指導・奨励及び近代的発展のために海洋物理的調査が重要である」という進言により、漁業基本調査に着手する</p> <p>9. 大日本水産会では漁業従業者を対象に漁船の船員養成を始める</p> <p>10.21 鯨魚取締規則が制定される</p>	
43	1910	4.21 旧漁業法を全面的に改正した漁業法が公布される	4.21 東京帝国大学農科大学に水産学科が設置される
44	1911	6. 3 朝鮮漁業令が公布される	1. 水産講習所長として下啓助が就任する

備考 年表作成に際しては、松本巖編著『解説・日本近代漁業年表』(1977年・水産社)、『大日本水産会百年史・前編』(昭和57年・大日本水産会)、山口和雄編『現代日本産業発達史 XIX・水産』(昭和40年・現代日本産業発達史研究会)、東京水産大学百年史編集委員会編集『東京水産大学百年史・通史編』(平成元年・東京水産大学)を主として利用した。

付・関連資料

① 関沢明清・辞令集

目 次					
番号	年	月	日	(明治)	
1	5.	9.19	太 政 省 博覧会		
2	5.10.28	"	"	29	17. 6.12 農商務省 根室出張
3	6. 1.22	"	"	30	18.12.28 " 水産局次長
4	8. 2. 8	事務局長	"	31	20. 3.31 " 伊豆七島巡回
5	8. 3.30	内務省	"	32	21. 4. 2 大水 水産伝習所
6	8. 3.30	"	"	33	21.12. 4 " 同所長
7	8. 5.13	太政省	博覧会	34	21.12. 7 " 同教師
8	8. 5.13	"	"	35	22. 9.21 農商務省 東京農林学校
9	10. 1.15	内務省	"	36	24. 3.20 農科大学 実習報告書査閲
10	10. 1.16	"	魚鱈養	37	23. 7. 5 大水 会員章贈与
11	10. 3.23	"	養魚試験場	38	25.11.14 外務省 朝鮮国漁業取調
12	10. 5.12	"	養魚検査	39	25.11.28 大水 水産事情調査
13	10. 8.10	勸農局	農学校	40	26. 4.10 " 水産伝習所長解任
14	10.10.16	内務省	鮭卵採集	41	26. 4.11 " 伝習所評議員
15	11. 4. 9	勸農局	養魚事務	42	26. 4.22 内閣 水産調査会
16	11. 4.18	内務省	魚鱈育養	43	26. 5. 8 農商務省 実験場選定
17	12. 8.25	"	出張申付	44	26.10. 9 内閣 臨時委員被免
18	12. 9.30	"	月俸增加	45	27. 2.29 大水 有功章
19	12.12. 1	勸農局	水産掛長	46	28. 3.19 内閣 内国博覽会
20	14. 4.13	農務局	農學校長・水産課長	47	28. 3.19 内國博 第4部勤務
21	14. 8.10	農商務省	博覧会	48	28. 5.15 内閣 水産調査会
22	14. 9.29	大日本農会	養魚科農芸委員	49	28.11.27 農商務省 手當下賜
23	14.10. 6	農商務省	博覧会	50	29. 3.19 内国博覽会 賞与
24	15. 6.16	太政大臣書記官長 農學校長		51	29. 4.29 賞勲局 銀盃下賜
25	15. 8.31	農務局	札幌農学校	52	29. 5.25 農商務省 手当給与
26	16. 1.29	農商務省	博覧会	53	29. 6. 8 内閣 水産博覽会
27	16.11.28	"	種蓄場出張	54	26. 6. 9 水産博覽会 出張
28	17. 1.25	"	塩業諮問会	55	30. 1. 7 宮内省 特旨進級

- 1 六等出仕□、澳國博覽會御用掛被仰付候事、壬申〔5〕.9.19、太政官。
- 2 六等出仕□、博覽會事務官江仰付澳國～被差遣候事、壬申〔5〕10.28、太政官〔6年8月帰国〕
- 3 六等出仕□、博覽會一級事務官兼勤被仰付候事、6.1.22、太政官
- 4 正院六等出仕□、米國博覽會事務取扱申付候事、8.2.8、米國博覽會事務局長 正院四等出仕町田久成
- 5 勸業寮六等出仕□、^{ウイン}澳國維納博覽會殘務取調掛被仰付候事、8.3.30、内務省
- 6 勸業寮六等出仕□、米國費拉特費府博覽會御用掛被仰付候事、8.3.30、内務省
- 7 勸業寮六等出仕□、米國博覽會事務官被仰付候事、8.5.13、太政官
- 8 米國博覽會事務官□、御用有之米國へ被差遣候事、8.5.13、太政官
- 9 内務省御用掛□、澳國博覽會殘務取扱申付候事、10.1.15、内務省
- 10 内務省御用掛□、為魚鱈*〔はらご、魚の卵〕育養左之県々江出張申付候事、茨城県、埼玉県、10.1.16、内務省
- 11 内務省御用掛□、為養魚試験場取設実地点檢神奈川県下浦河地方江出張申付候事、10.3.23、内務省
- 12 内務省御用掛□、為養魚検査茨城県出張申付候事、10.5.12、内務省

- 13 御用掛□、農學校長申付候事、10.8.10、勸農局
- 14 内務省御用掛□、為鮭卵採集橡木茨城兩県出張申付候事、10.10.16、内務省
- 15 御用掛□、動植課中養魚事務取扱申付候事、11.4.9、勸農局
- 16 内務省御用挂**□、魚鱈育養、為埼玉県下白子駅〔現在飯能市内〕神奈川県下柚木村江***出張申付候事、11.4.18、内務省
- 17 内務省御用挂□、愛知滋賀兩県下江出張申付候事、12.8.25、内務省
- 18 内務省御用挂□、月俸八拾円給与乃処式拾円增加候事、12.9.30、内務省
- 19 御用掛□、庶務課中水產掛長兼勤申付候事、12.12.1、勸農局
- 20 御用掛□、農學校長兼水產課長申付候事、14.4.13、農務局
- 21 農商務省御用掛□、博覽會掛兼務申付候事、但水產博覽會事務可取扱事、14.8.10、農商務省〔関沢清明と誤記している〕
- 22 □、養魚科農芸委員担当可致候事、14.9.29、大日本農会々頭 能久親王印
- 23 農商務省御用掛□、獨乙国伯林府万国漁業博覽會事務格別勉勵候ニ付為慰勞金式拾円下賜候事、14.10.6、農商務省〔関沢清明と誤記している〕
- 24 農商務少書記官從六位勲五等□、兼任駒賜農學校長、太政大臣從一位大勲位三条実美宣、内閣書記官長正五位井上毅奉、15.6.16、印〔太政官之印〕〔3月8日少書記官に任せられる〕
- 25 農商務少書記官□、札幌農学校及附属校園事務取扱申付候事、15.8.31、農務局
- 26 農商務小書記官□、水產博覽會審査部長申付候事、16.1.29、農商務省
- 27 農商務小書記官□、御用有之下總種蓄場出張申付候事、16.11.28、農商務省
- 28 農商務小書記官□、塩業諮詢會ノタメ兵庫県下出張申付候事、17.1.25、農商務省
- 29 農商務小書記官□、御用有之根室県下巡回申付候事、17.6.12、農商務省
- 30 農商務小書記官□、水產局次長****心得被仰付候事、18.12.28、農商務省〔19年2月13日農商務省小技長、同5月8日同省三等技師に任じ奏任官三等に叙せられ、11月明治勲章四等に叙し旭日小綬章を授受〕
- 31 農商務三等技師□、東京府管下伊豆七島巡回ヲ命ス、20.3.31、農商務省
- 32 幹事□、水產伝習所事務取扱委嘱候事、21.4.2、大日本水產会頭二品大勲位彰仁親王
- 33 大日本水產会幹事□、水產伝習所々長委嘱候事、21.12.4、大日本水產会頭二品大勲位彰仁親王
- 34 学芸委員□、水產伝習所教師ヲ委嘱ス、21.12.7、大日本水產会頭二品大勲位彰仁親王
- 35 農商務三等技師□、東京農林学校農學部別科中水產專修科教授兼務ヲ命ス、22.9.21、農商務省〔23年3月4日第3回内國勸業博覽會審査官仰付らる、同7月2日農商務省2等技師に任じ奏任官2等に叙せらる〕
- 36 大日本水產会員章贈与証状、(第2号)会員章(図形略)□君、大日本水產会員タルヲ證スル為メ本会会頭大勲位彰仁親王殿下ノ戴可ヲ経テ茲ヒ此会員章ヲ贈与ス、23.7.5、大日本水產会幹事長從三位勲二等 柳 楠悦〔24年8月15日非職を命ぜらる〕
- 37 農商務二等技師□、農学科乙科水產科生徒實習報告書査閱方嘱託候ニ付報酬トシテ金拾円交付ス、24.3.20、農科大学
- 38 □、朝鮮國漁業取調ヲ嘱託ス、25.11.14、外務省
- 39 大日本水產会幹事、水產伝習所々長□、西部日本海ノ水產事業調査ヲ委嘱ス、25.11.28、大日本水產会々頭大勲位彰仁親王
- 40 水產伝習所長□、依頼水產伝習所々ノ委嘱ヲ解ク、26.4.10、大日本水產会々頭大勲位彰仁親王
- 41 幹事□、水產伝習所評議員ヲ委嘱ス、26.4.11、大日本水產会頭、大勲位彰仁親王
- 42 従六位□、水產調查委員會臨時委員被仰付、26.4.22、内閣
- 43 水產調查委員會臨時委員□、水產調查所實驗場撰定ノ為メ千葉県下へ出張ヲ嘱託ス、26.5.8、農商務省
- 44 正六位□、依頼水產調查委員會臨時委員被免、26.10.9、内閣
- 45 大日本水產会有功章贈与証狀第二八号有功章(図形略)・会員□、水產上有功ナルヲ認メ茲ニ大日本水產会有功章ヲ贈与シ以テ其功績ヲ表彰ス、27.2.29、大日本水產会頭 大勲位彰仁親王
- 46 正六位□、第四回内國勸業博覽會審査被仰付、28.3.19、内閣
- 47 第四回内國勸業博覽會審査官□、第四部勤務ヲ命ス、28.3.19、第四回内國勸業博覽會事務局

- 48 正六位□、水産調査会委員被仰付、28.5.15、内閣
49 水産調査会委員□、手当トシテ金式百円下賜、28.11.27、農商務省
50 審査官□、審査事務特別勵勵ニ付金六拾五円賞与ス、29.3.19、第四回内国勧業博覧会事務局
51 元第四回内閣勧業博覧会審査官、正六位勲四等□、明治二十八年第四回内国勧業博覧会審査官ト
為り周到綿密能ク職務ニ服シ其勞尠ナカラス依テ為其賞銀盃壹箇下賜候事、29.4.29、賞勲局總裁正
三位勲一等子爵大給恒
52 水産調査会委員□、手当トシテ金參百円給与ス、29.5.25、農商務省
53 正六位□、第二回水産博覧会評議員被仰付、29.6.8、内閣
54 第二回水産博覧会評議員□、神奈川、千葉、茨城三県下へ出張ヲ命ス、29.6.9、第二回水産博覧
会事務局
55 正六位勲四等□、特旨ヲ以テ位一級被進、30.1.7、宮内省
付：明治23年11月1日藍綬褒章を下賜されている。

第三回内国勧業博覧会審査官、農商務二等技師 従六位勲四等 関沢明清
多年力ヲ水産ノ業ニ尽シ明治五年澳國博覧会事務官ト為り八年米國博覧会事務官ト為リ彼地ニ渡航シ
十四年第二回内国勧業博覧会審査官ト為リ尋テ普國柏林府万国漁業博覧会事務ニ鞅掌シ殊ニ本年第三
回内国勧業博覧会遙査官ト為り周到綿密能ク職務ニ服シ其勞効顯著ナリトス、依テ明治十四年十二月七
日勅定ノ藍綬褒章を賜ヒ之ヲ表彰ス。

〈註〉

関沢家より借用の辞令を年代順に配列して吉原友吉が作成。欠けているものもある。氏名の関沢明清
を□で、年月日を○.○.○で、大日本水産会報第175号に依る追記を〔一〕に記した。目次には発令者と内容大意を記してある。大水は大日本水産会の略。(吉原友吉「房南捕鯨」『東京水産大学論集・第
11号』1976.3、142-144ページ所収)

* 鮓 ベイ、メイ、はらご、魚の卵、〔集韻〕鮓、一曰、魚子。魚の名〔集韻〕鮓、魚名。

** 掛に同じ。

*** 東京府西多摩郡柚木村(現東京都青梅市吉野字柚木)。

**** 次の字は局と長の間に小さく書いてある。

② 村田保・履歴書（国立公文書館所蔵・非架番号2A/31-9/職 149『勅奏任官履歴原書』）

姓名 村田 保 タモツ
 本貫族籍 東京府士族
 旧族籍

生年干支月日 天保十三年壬寅十二月
 旧姓名 浅原虎之助

明治元年戊辰		
十月二日	鎮将府附被仰付候事	鎮将府
明治二年己巳		
正月廿四日	教授試補被仰付候事	昌平学校
六月	以本官刑法官へ出仕被仰付候事	同
六月十七日	改昌平学校称大学校	
同月廿七日	任少助教	
十二月十七日	改大学校称大学	
明治三年庚午		
正月二日	任権大録	刑部省
明治四年辛未		
正月廿三日	刑律為質問英國へ差遣候事	太政官
二月廿五日	新律綱領編修成功ニ付御賞典金弐千疋白絹壹疋下賜之事	刑部省
七月九日	廢刑部省置司法省	
八月十五日	任権大録	司法省
明治六年		
九月廿七日	帰朝	
明治七年		
一月廿五日	任権大解部	同
同月三十一日	任大解部	同
二月十四日	任五等議官	
六月十四日	叙正七位	
明治八年		
四月十四日	補七等出仕	正院
七月三十一日	補六等出仕	
九月廿二日	任三等法制官	
十月廿四日	叙從六位	
明治十年		
一月十八日	任太政官少書記官	
同月十九日	法制局専務被仰付候事	
十二月廿五日	刑法草案審査委員被仰付候事	
明治十二年		
十月廿四日	治罪法草案審査委員被仰付候事	
十二月二日	任太政官権大書記官	
同月十七日	叙正六位	
同月十八日	兼任外務権大書記官	
明治十三年		
三月三日	法制部専務被仰付候事	
五月五日	御用有之獨逸國へ差遣候事	

十二月十七日	来十四年六月中帰朝可致候事	
同月廿八日	刑法并治罪法草案審査事務勉勵候ニ付為慰労別紙目録之通下賜候事 一 紅白縮緬 三四	
明治十四年		
三月十一日	刑法草案審査委員被免候事	
同 日	治罪法審査委員被免候事	
七月廿六日	帰朝	
十月廿五日	任參事院議官補	
同 日	四等官相當月俸二百五拾円下賜候事	
十一月廿八日	叙從五位	
明治十五年		
六月十七日	叙勲五等	
九月七日	任太政官大書記官兼内務大書記官	内務省
同 日	取調局長申付候事	
同月廿七日	中央衛生会委員被仰付候事	
十二月四日	取調局長差免内局事務取扱申付候事	同
明治十六年		
一月十八日	御用有之左之県々巡回申付候事 福岡県 長崎県 熊本県 鹿児島県 大分県 今般巡回申付候ニ付テハ別紙心得条目相渡候事 巡見心得条目 一 府県備荒儲蓄共郡区町村会之事 但府県会并常置委員会ハ勿論区町村会開会ノ向有之候ハ、 便宜臨会実況ヲ領知スヘキコト 一 土木之事 但治水等工事ノ景況ハ勿論水利土功会開会ノ向有之候ハ、 便宜臨会又ハ廉立タル工事着手ノ向有之候ハ、実地巡見ス ヘキコト 一 衛生事務施行之事 但衛生会開会ノ向有之候ハ、便宜臨会スヘキコト 一 警察裁判關係之事 一 政党之事 但演説集会ノ景況視察スヘキコト 一 士族之事 但援産金拝借者事業盛衰ノ景況及生計ノ概況等実地ニ就視 察スヘキコト 一 博徒取締之事 但無産無賴人ノ景況 一 中学校専門学校之事 但青年者教育ノ方向等篤卜視察ノ事 一 物産興廃盛衰之景況 一 物価下落ニ付貧富一般ノ景況 一 銀行設会社之景況 一 昨十五年第六十一号第六十二号第六十三号布告後ノ景況	同
五月廿六日	帰京	

明治十七年		
八月一日	免兼官	
同 日	兼任元老院大書記官	
同 日	調査課勤務申付候事	元老院
明治十八年		
四月二日	任元老院議官	
	三等官相当年俸三千円下賜候事	
六月五日	叙正五位	
十一月十九日	叙勲四等	
明治十九年		
三月廿九日	元老院議官官等年俸改正	
同月三十日	叙勅任官二等	
十月廿八日	叙從四位	
明治二十年		
五月廿七日	叙勲三等賜旭日中綬章	内閣
十一月四日	法律取調委員被仰付	
明治廿二年		
十一月廿五日	明治廿二年八月三日勅令第百三号ノ旨ニ依リ大日本帝国憲法發布記念章ヲ授与ス	
明治廿三年		
一月廿一日	高等法院予備裁判官被仰付	内閣
九月廿九日	貴族院令第一条第四項ニ依リ貴族院議員ニ任ス	
十月廿日	元老院ヲ廃ス	
同 日	今般其院廃止ニ付廢官ノ輩ハ總テ前官ノ非職ト心得ヘシ	
同 日	錦鶏間祗候被仰付	
同月廿一日	在職中格別勉励ニ付其賞トシテ別紙目録ノ通下賜ス 但金八百円	内閣